

第4次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画

平成30年度～平成34年度

平成30年3月

松本市



はじめに

急速に進展しつつある超少子高齢型人口減少社会の先を見据えて、本市では「健康寿命延伸都市・松本」を将来の都市像に掲げ、持続可能なまちづくりを進めてまいりました。

平成15年に松本市男女共同参画推進条例を制定するとともに松本市男女共同参画計画を策定し、以後5年ごとに同計画を策定して、男女共同参画社会の実現に向けた施策を市民の皆様とともに取り組んできました。

同計画は現在、第3次計画まで進み、男女共同参画に対する理解は徐々に進んでまいりましたが、女性の力は未だ十分に顕在化していない状況にあります。

女性の活躍しやすい社会づくりは、男性にとっても生きづらさのない社会となるはずです。長時間労働を前提としている男性中心型の労働慣行を変革する「働き方改革」を実行し、男女ともに働きやすく、家庭においても家事・育児・介護を男性も行える生活ができるよう「ワーク・ライフ・バランスの推進」に社会全体で取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、このたび新たに女性活躍推進計画と一体として第4次松本市男女共同参画計画を策定いたしました。

より良い男女共同参画社会・女性活躍社会の実現のためには、行政の施策はもちろん、社会のあらゆる分野での取り組みが必要であり、松本市男女共同参画推進条例では、「市の責務」、「市民の責務」、「事業者の責務」、「教育関係者の責務」を課しています。

私も市長として、「市の責務」を果たしてまいりますので、市民、事業者、教育関係者の皆様の、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、ご審議いただきました松本市男女共同参画推進委員会の委員の皆様を始め、多くの皆様からご意見、ご協力をいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

松本市長 菅谷 昭

目 次

第1部 計画策定に当たって

計画策定の趣旨・計画期間	3
計画の位置付け	4
男女共同参画をめぐる経緯と動向	7
松本市の男女共同参画の現状	11

第2部 具体的施策

基本理念	23
基本目標（施策分野）	24
施策の体系	26
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	30
第2分野 労働・雇用における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進	32
第3分野 男女共同参画の視点からの人権尊重と人権侵害の防止	41
第4分野 生涯を通じた男女の健康支援	46
第5分野 将来の男女共同参画社会の基盤づくり	51
第6分野 推進体制の整備・強化	54
基本理念に対する責務	55

第3部 成果指標

第4次松本市男女共同参画計画の成果指標	59
---------------------	----

第4部 参考資料

平成28年度「男女共同参画計画・人権に関する意識調査」の結果から見る松本市の男女の意識	65
平成29年度松本市男女共同参画推進委員会名簿	71
松本市男女共同参画推進条例	72

第1部 計画策定に当たって

- 計画策定の趣旨
- 計画期間
- 計画の位置付け
- 男女共同参画をめぐる経緯と動向
- 松本市の男女共同参画の現状

計画策定の趣旨

松本市男女共同参画計画は、より良い男女共同参画社会の実現のために松本市が市民の皆様とともに何を行うかを定めた行動計画です。

松本市では、昭和61年に制定した「松本市婦人行動計画」から平成25年に策定した「第3次松本市男女共同参画計画」（平成25～29年度）までに、6回にわたり男女共同参画に関する計画を策定し、市民の皆様とともに協力して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

その結果、男女共同参画社会に対する理解は徐々に浸透しつつあるものの、本市が平成28年に行った「男女共同参画・人権に関する意識調査」の結果では、固定的性別役割分担は根強く残り、女性は出産・育児を機に離職し、男性は家事・育児への参加が少ないという状況が続いており、男女双方とも仕事と家庭を両立できない状況も存在しています。

また、少子化・高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、労働力不足や社会保障制度の適正な維持が困難になることが懸念される中で、女性の活躍できる社会づくりの重要性が改めて認識されつつあります。

第4次松本市男女共同参画計画は、新たな目標を掲げ、問題意識を企業・教育関係者・市民の皆様と共有しながら、更に「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」（略称：女性活躍推進計画）を一体として取り込む形で策定いたしました。

計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、計画変更の必要がある場合には、それに応じて見直しを行います。

計画の位置付け

1 本計画は「男女共同参画社会基本法」及び「松本市男女共同参画推進条例」の規定に基づき策定しました。

(1) 男女共同参画社会基本法 第14条第3項

「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。」

(2) 松本市男女共同参画推進条例 第9条

「市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。」

2 本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」(略称：女性活躍推進計画)としても位置付けます。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(略称：女性活躍推進法) 第6条第2項

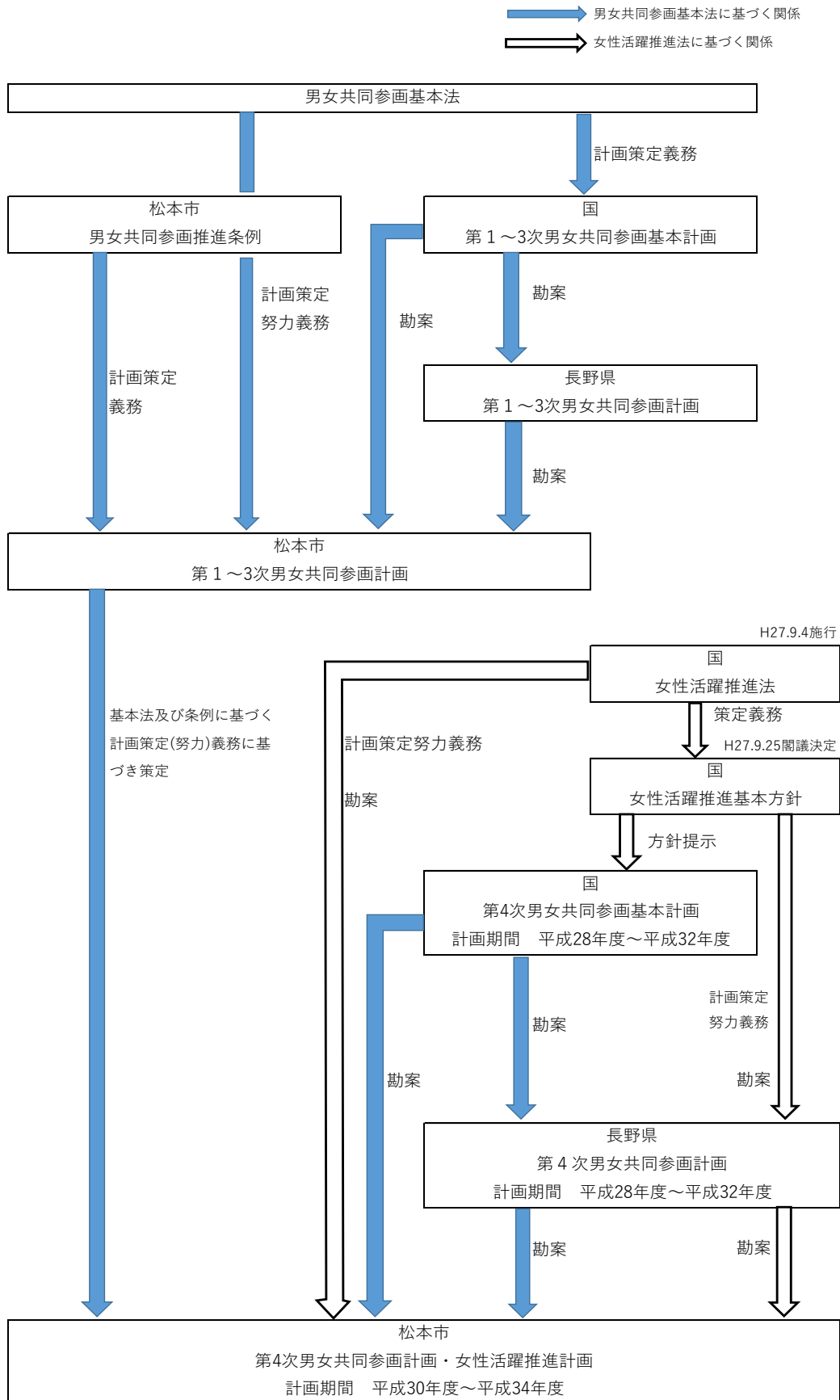
「市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。」

※上記の「基本方針」とは、女性活躍推進法の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策等の基本事項を国が定めたもの。「都道府県推進計画」とは本市の場合、「第4次長野県男女共同参画計画」を指します。

(2) 男女共同参画社会基本法と女性活躍推進法の関係

男女共同参画社会基本法が社会のあらゆる分野(職域、学校、地域、家庭など)を対象としているのに対し、女性活躍推進法は、男女共同参画社会基本法による従来の取組みを進めてもなお、女性の力が潜在化している現状を踏まえ、女性の職業生活に的を絞ったもので、男女共同参画社会基本法の基本理念に則った実施法として位置付けられています。

第4次松本市男女共同参画計画の国・県の計画との関係図



(3) 女性活躍推進計画の策定に当たって

計画策定に当たっては、女性活躍推進計画を男女共同参画計画と一体として、その一部を共通の計画として策定しました。なお、当該推進計画に該当する項目の末尾には「女性活躍推進計画事業」と付記しました。

3 松本市総合計画等との関係

松本市総合計画（松本市基本構想2020・第10次基本計画）における人権・男女共同参画に対する意識啓発を進め、年齢、性別、環境などの個性や属性を互いに認め合う社会を具現化するための計画及び個別関連計画との整合を図ります。

<個別関連計画>

松本市地域づくり実行計画、まつもと農村地域虹の橋プラン、松本市地域防災計画、松本市子ども・子育て支援事業計画、子どもにやさしいまちづくり推進計画、松本市教育大綱（松本市教育振興基本計画）、松本市多文化共生プラン、松本市健康づくり計画、介護保険事業計画・高齢者福祉計画、松本市地域福祉計画、松本市障害者計画・松本市障害福祉計画、松本市環境基本計画

男女共同参画をめぐる経緯と動向

1 人権問題として

(1) 男女雇用機会均等法

昭和60年の女子差別撤廃条約批准の翌年から施行された男女雇用機会均等法は、平成9年に改正され、それまで努力義務だった募集・採用・配置・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇等において差別が禁止されるとともに、関連法として労働基準法の一部が改正され、女性の残業・深夜労働・休日労働を限定した女子保護規定が撤廃されました。

更に平成18年には2度目の改正があり、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメント対策などが盛り込まれるとともに、関連法として労働基準法の一部が改正され、女性の坑内労働について、妊産婦の場合などを除き、禁止規定が撤廃されました。

(2) 男女共同参画社会基本法

平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにして方向を示すとともに、国・地方公共団体及び国民の責務を示し、男女共同参画社会の形成のための施策を総合的・計画的に推進するため、政府に男女共同参画基本計画の策定の義務を課し、これを勘案した男女共同参画計画の策定を都道府県に義務付け、市町村には策定の努力義務を課しました。

2 少子化問題との関係

男女共同参画社会基本法の目的は、男女の人権が尊重される社会の形成であり、少子化対策は含まれませんが、少子化対策との共通課題があります。

平成18年版男女共同参画白書には「男女共同参画と少子化対策は車の両輪」として特集が組まれました。

平成27年3月に策定された国の少子化社会対策大綱では、重点課題の一つとして「男性の意識・行動改革」、「『ワーク・ライフ・バランス』・『女性の活躍』推進」を掲げており、男女共同参画基本計画と目的は異なるものの、目的達成のためのプロセスは共通部分があり、互いに歩調を合わせた取組みが求められています。

3 国の動向

日本は急激な人口減少局面に入り、将来の労働力不足が懸念され、「我が国

最大の潜在力」としての女性の力を最大限に発揮できる体制づくりが経済成長に不可欠な課題と認識され始めました。

こうした背景から、平成25年6月14日に閣議決定された日本再興戦略の中核に「女性の活躍推進」が盛り込まれたことを受けて、301人以上の労働者を常時雇用する事業主に対して事業主行動計画の策定を義務付ける等の内容を盛り込んだ「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が、平成27年8月28日に10年間の時限立法として成立し、同年9月4日から施行（事業主行動計画の策定等を含めた全面施行は平成28年4月1日）されました。

4 長野県の動向

長野県では昭和55年に、「長野県婦人行動計画」を策定して以来、4次にわたる行動計画を策定してきました。

昭和59年には、長野県婦人総合センターが設置されました。

その後、平成13年に「パートナーシップながの21（長野県男女共同参画計画）」が策定され、翌年には、「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。平成19年には、条例に基づいた「第2次長野県男女共同参画計画」を策定、平成23年に「第3次長野県男女共同参画計画」、平成28年に「第4次長野県男女共同参画計画」が策定されました。

長野県の男女共同参画に関する年表

昭和55年（1980年）	「長野県婦人行動計画」策定（第1次計画）
昭和59年（1984年）	長野県婦人総合センター設置（全国5番目）
昭和61年（1986年）	「新長野県婦人行動計画」策定（第2次計画）
平成3年（1991年）	「さわやか信州女性プラン」策定（第3次計画）
平成8年（1996年）	「信州女性プラン21」策定（第4次計画）
平成13年（2001年）	「パートナーシップながの21（長野県男女共同参画計画）」策定
平成14年（2002年）	「長野県男女共同参画社会づくり条例」制定
平成19年（2007年）	「第2次長野県男女共同参画計画」策定
平成23年（2011年）	「第3次長野県男女共同参画計画」策定
平成28年（2016年）	「第4次長野県男女共同参画計画」策定

5 松本市における男女共同参画の経過

松本市では昭和61年に第1次行動計画「松本市婦人行動計画」を策定して以来、平成4年に第2次行動計画「女性プランまつもとⅡ」、平成10年には

第3次行動計画「男女共生プランまつもと」を策定し、施策を推進してきました。

平成15年には「松本市男女共同参画計画」の策定、「松本市男女共同参画推進条例」の制定を行い、以後5年間を計画期間として第2次、第3次計画を策定しました。この間、市民意識は徐々に向上し、女性の社会参画も進んできましたが、更なる男女共同参画の推進を目指して、平成30年4月から、女性活躍推進計画と一体として本計画が始まります。

松本市の男女共同参画に関する年表

昭和47年(1972年)	「松本市働く婦人の家」開館
昭和56年(1981年)	松本市総合計画「第3次基本計画」に「婦人」を位置付け 教育委員会に青少年婦人課を設置
昭和59年(1984年)	「婦人問題推進協議会」設置
昭和61年(1986年)	第1次行動計画「松本市婦人行動計画」策定
平成2年(1990年)	「松本市婦人問題懇話会」設置
平成4年(1992年)	第2次行動計画「女性プランまつもとⅡ」策定
平成6年(1994年)	企画部に女性室を設置(組織改正)
平成7年(1995年)	「松本市男女共生社会推進懇話会」設置 「松本市男女共生社会推進庁内調整会議」設置 「まつもと男女共生市民会議」発足
平成10年(1998年)	第3次行動計画「男女共生プランまつもと」策定
平成11年(1999年)	企画部男女共生課に改称 女性センター開設(教育委員会中央公民館女性センター係)
平成12年(2000年)	男女共生課と中央公民館女性センター係を統合 事務室を中央公民館事務室内に移転
平成13年(2001年)	総務部に男女共生課を設置(組織改正) 「男女共同参画推進委員会条例」制定 「男女共同参画社会に関する意識調査」実施
平成15年(2003年)	「松本市男女共同参画計画」策定 「松本市男女共同参画推進条例」制定 「働く婦人の家」から「トライあい・松本」に名称変更
平成17年(2005年)	総務部に人権・男女共生課を設置(組織改正) 事務室をMウイング3階(女性センター内)に移転 「松本市男女共同参画施策苦情等処理要綱」制定
平成18年(2006年)	「男女共同参画社会に関する意識調査」実施
平成20年(2008年)	「第2次松本市男女共同参画計画」策定 女性センターの愛称を「パレア松本」に決定
平成23年(2011年)	「男女共同参画社会に関する意識調査」実施
平成25年(2013年)	「第3次松本市男女共同参画計画」策定
平成28年(2016年)	「男女共同参画社会に関する意識調査」実施
平成30年(2018年)	「第4次松本市男女共同参画計画」策定

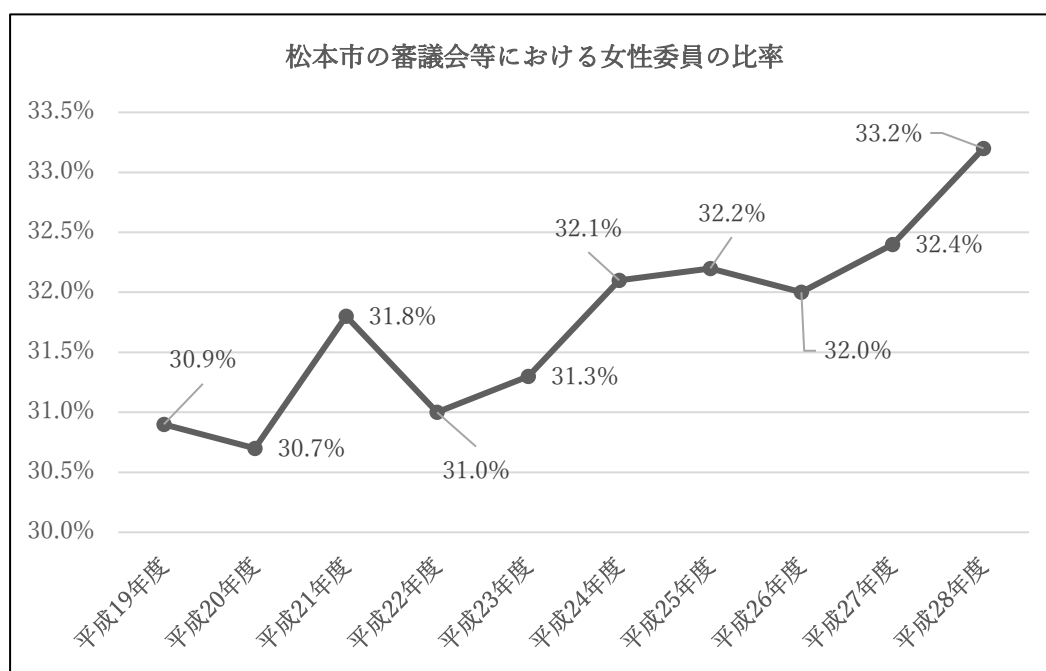
松本市の男女共同参画の現状

本市の現状について、平成28年度に実施した「男女共同参画・人権に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）や統計を基に分析しました。

なお、百分率の数値の合計は、小数点以下の端数処理の関係で合計が100パーセントとまらない場合があることをご承知おきください。

1 政策・方針決定過程への女性の参画

本市では、審議会・委員会等の委員構成について「松本市附属機関等の設置等に関する要綱」の中で「一つの附属機関等の女性委員の割合が40パーセント以上となるよう努める。」として取り組んでおり、女性委員の比率は、平成19年度では30.9パーセントでしたが、平成28年度において33.2パーセントと微増傾向にあります。



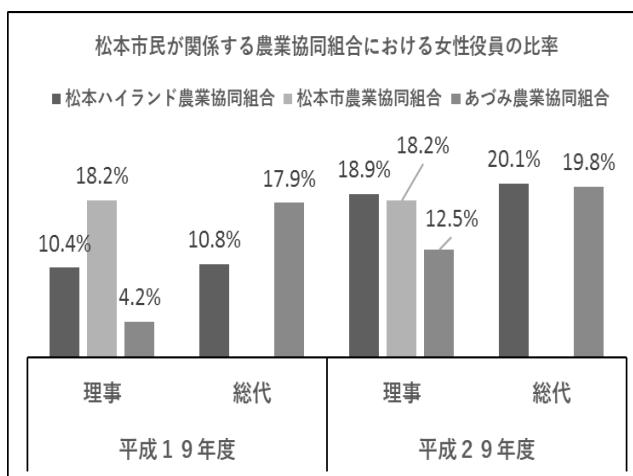
資料：松本市人権・男女共生課

2 地域・職域組織等における女性の参画

様々な地域活動等は女性が担っていますが、PTA、保育園保護者会、町内会、公民館、農業組織等、地域・職域組織における会長・役員については、男女の比率に大きな差があります。

平成29年度 松本市の町会長・副町会長に占める女性の比率

No	地区名	女性の比率
1	城北地区	22.58%
2	松原地区	14.29%
3	松南地区	13.64%
4	安原地区	9.38%
5	第2地区	8.33%
6	庄内地区	7.32%
7	本郷地区	7.04%
8	城東地区	6.67%
9	鎌田地区	6.67%
10	寿地区	6.45%
11	寿台地区	5.56%
12	第1地区	4.44%
13	里山辺地区	4.26%
14	島内地区	4.00%
15	第3地区	3.70%
16	白板地区	3.03%
17	笹賀地区	2.94%
18	中央地区	2.70%



※松本市農業協同組合には総代はいません。

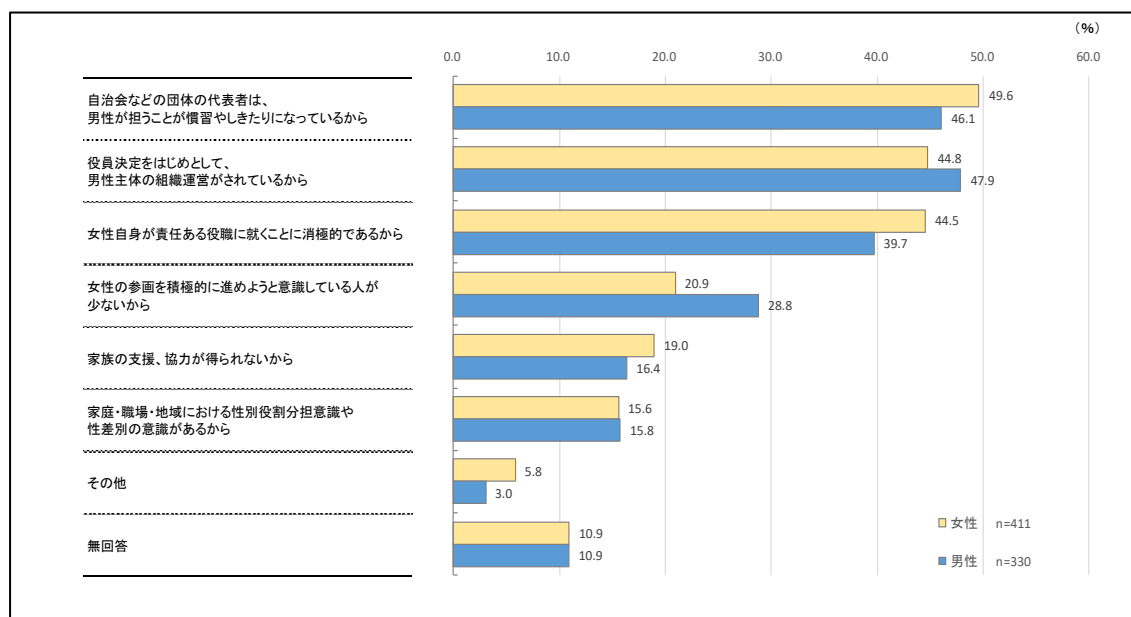
資料：松本市農政課

※上記以外の地区は女性比率0.00%

松本市全体	3.93%
-------	-------

資料：松本市地域づくり課

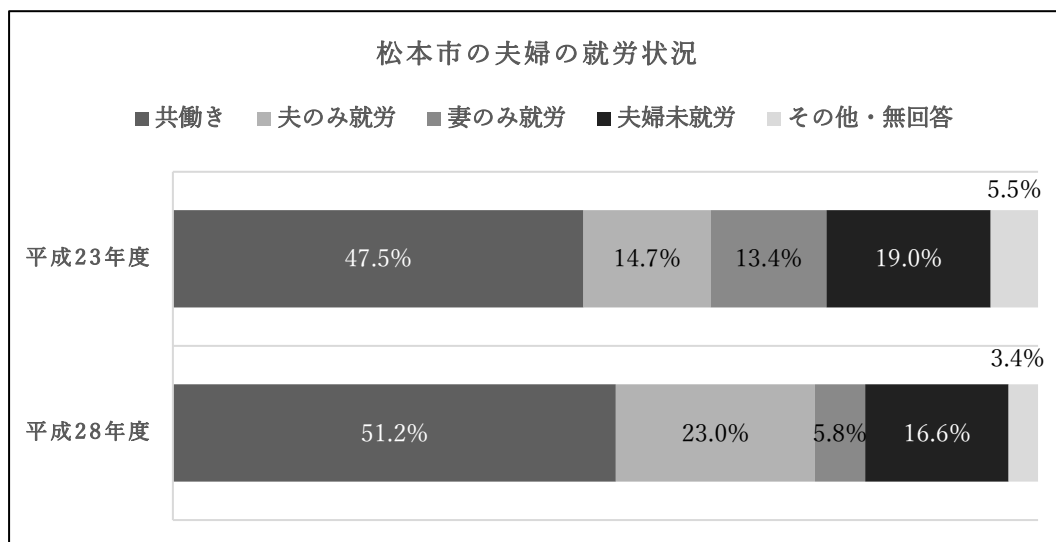
女性の社会参画が少ない理由について、あてはまるものを三つまで女性に尋ねると、慣習やしきたり、男性主体の組織運営に続き、女性自身の消極性が主な理由となっており、慣習や意識の変革が必要と考えられます。



出典：平成28年度実施 松本市「男女共同参画・人権に関する意識調査」

3 夫婦の就労の状況

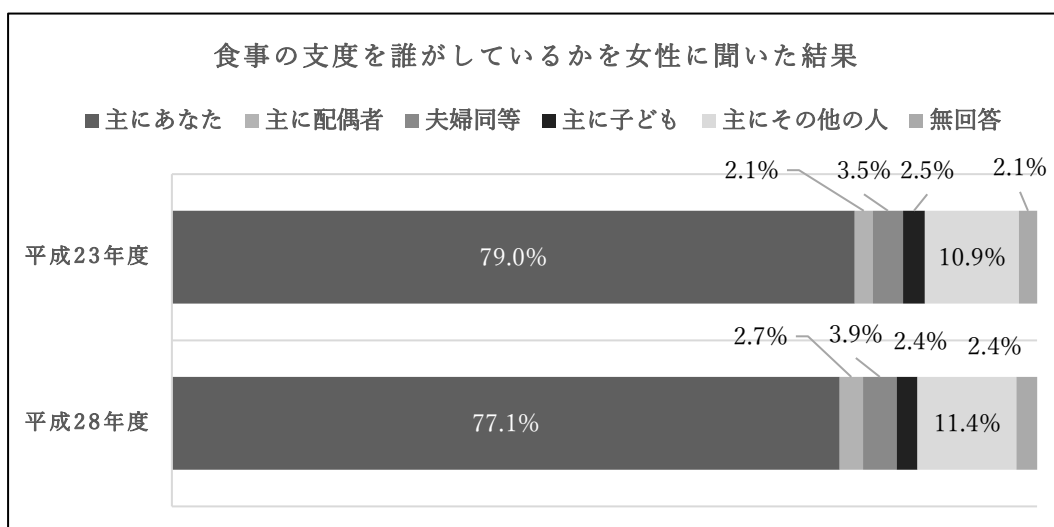
松本市の夫婦共働きの状況について平成28年度と平成23年度を比較すると共働きの割合がやや増加しているものの、それ以上に「夫のみ就労」の世帯の割合が増加しています。



出典：平成28年度実施 松本市「男女共同参画・人権に関する意識調査」

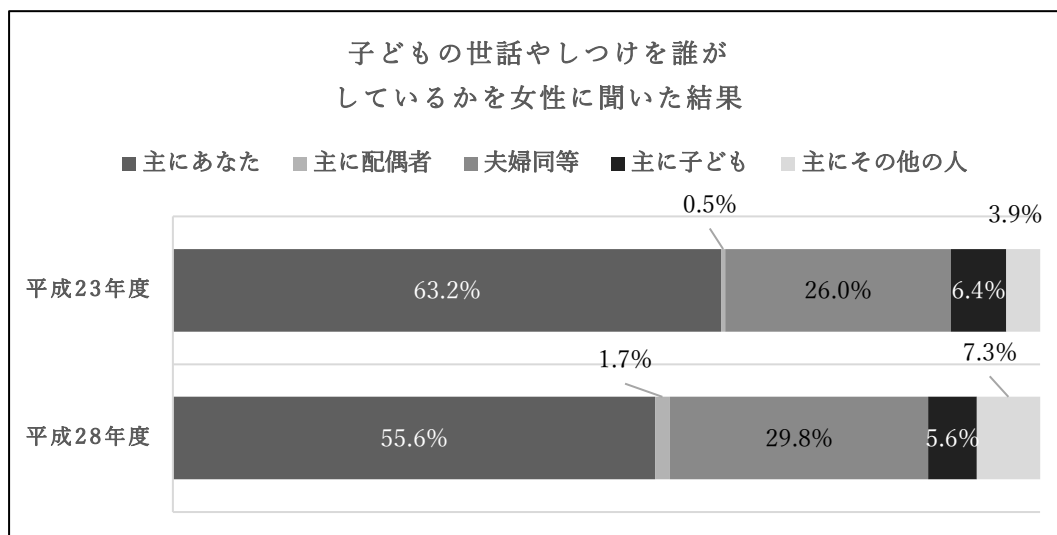
4 家事・育児の役割分担

代表的な家事である食事の支度を誰がしているかについて、女性を対象にアンケート調査した結果では、平成23年度と比較し平成28年度では「主にあなた」の割合が約2ポイントの微減、「主に配偶者」、「夫婦同等」の割合が増加となっています。



出典：平成28年度実施 松本市「男女共同参画・人権に関する意識調査」

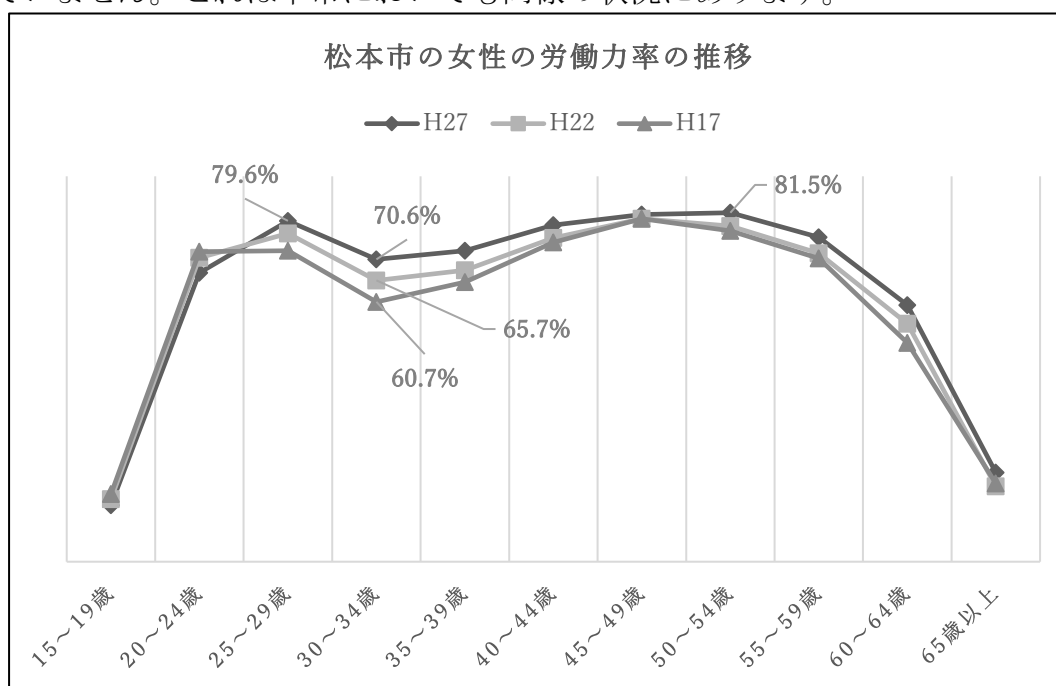
同様に、子育てやしつけについて聞くと、「主にあなた」の割合が7.6ポイント減少するとともに、「夫婦同等」の割合が3.8ポイント増加し、男性の子育ての役割分担は少しずつ進んでいると思われます。



出典：平成28年度実施 松本市「男女共同参画・人権に関する意識調査」

5 労働力率

出産・子育てを機に、日本の女性が退職して労働力率が低下する、いわゆる「M字カーブ」については、徐々に克服の方向に向かっていますが解消はされていません。これは本市においても同様の状況にあります。



総務省統計局「国勢調査」から作成

本市の女性の労働力率は、「M字カーブ」の底が30～34歳で70.6パーセントですが、同じ年齢階級では全国が73.5パーセント、長野県は73.4パーセントで、本市は全国・長野県の値を下回っています。

6 管理的職業従事者に占める女性の割合

女性が活躍できる環境づくりは、家事・育児などの負担軽減を図るだけでは不十分であり、職場における管理職への昇進についても、意欲、能力に応じた公平な処遇による実質的な機会の平等がなければ、女性が十分に活躍できる状況とは言えません。事業所に雇用されている管理職を示す「管理的職業自従事者（雇用者）」に占める女性の割合は、平成27年の国勢調査において、全国が9.7パーセント、長野県が9.1パーセントであるのに対し、本市の割合は9.5パーセントで、全国をやや下回り、長野県をやや上回っています。

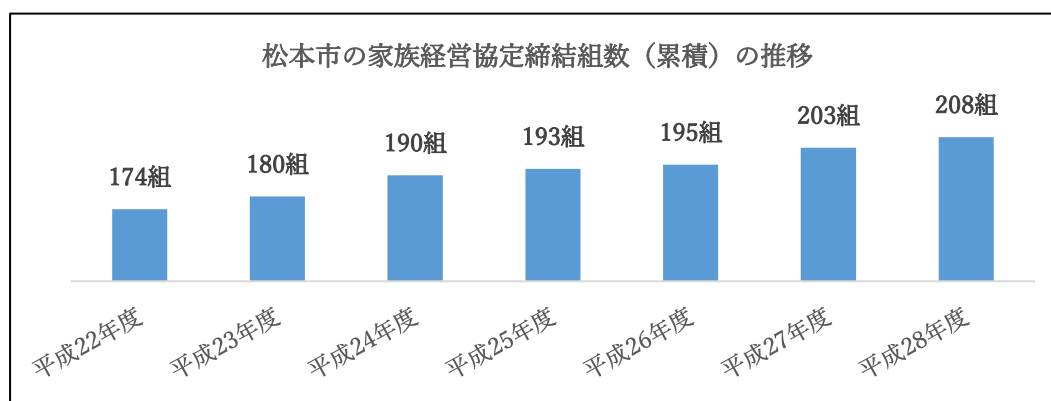
松本市の管理的職業従事者（雇用者）に占める女性の割合

区分	管理的職業 従事者総数 (雇用者)	左記の内 女性の人数	割合
平成17年	748人	34人	4.5%
平成22年	573人	46人	8.0%
平成27年	556人	53人	9.5%

出典：国勢調査 就業状態等基本集計（労働力状態、就業者の産業・職業など）

7 農林業分野における取組み

日本の農業は、そのほとんどが農家による家族経営です。女性が男性と対等なパートナーとして経営等に参画できるよう、本市では家族経営協定の普及を進めおり、ここ数年は微増となっています。



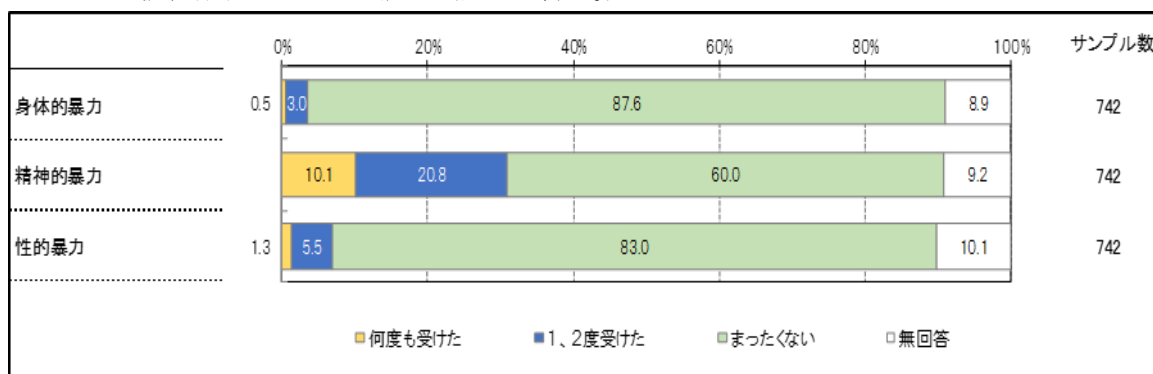
資料：松本市農政課

8 DV被害体験

男女がお互いの尊厳を重んじて対等な関係を作っていく男女共同参画社会の実現にとってDVは重大な阻害要因となりますが、可視化されにくく、当事者も相談しにくい性質があり、他者が介入して解決することが難しい問題です。

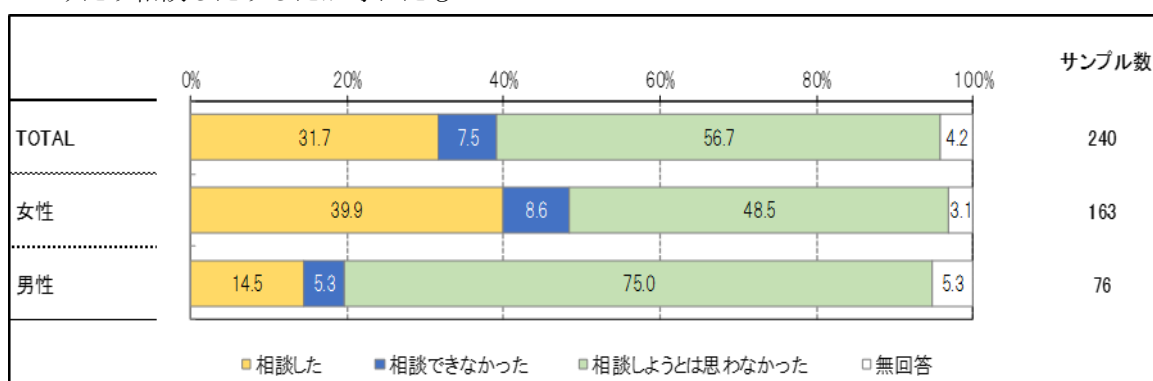
「意識調査」では、身体的暴力や性的暴力のような直接身体に及ぶ有形暴力によるDV被害体験の割合は少ないものの、DVを「何度も受けた」、「1、2度受けた」と回答した人に対し、誰かに打ち明けたり相談したりしたか尋ねた結果は、女性の57.1パーセントが「相談できなかった」又は「相談しようとは思わなかった」と回答しています。

DV被害体験についての調査（両性を含む。）



出典：平成28年度実施 松本市「男女共同参画・人権に関する意識調査」

上表の内、一つでも「何度も受けた」、「1、2度受けた」と回答した方が、誰かに打ち明けたり相談したりしたか尋ねたもの

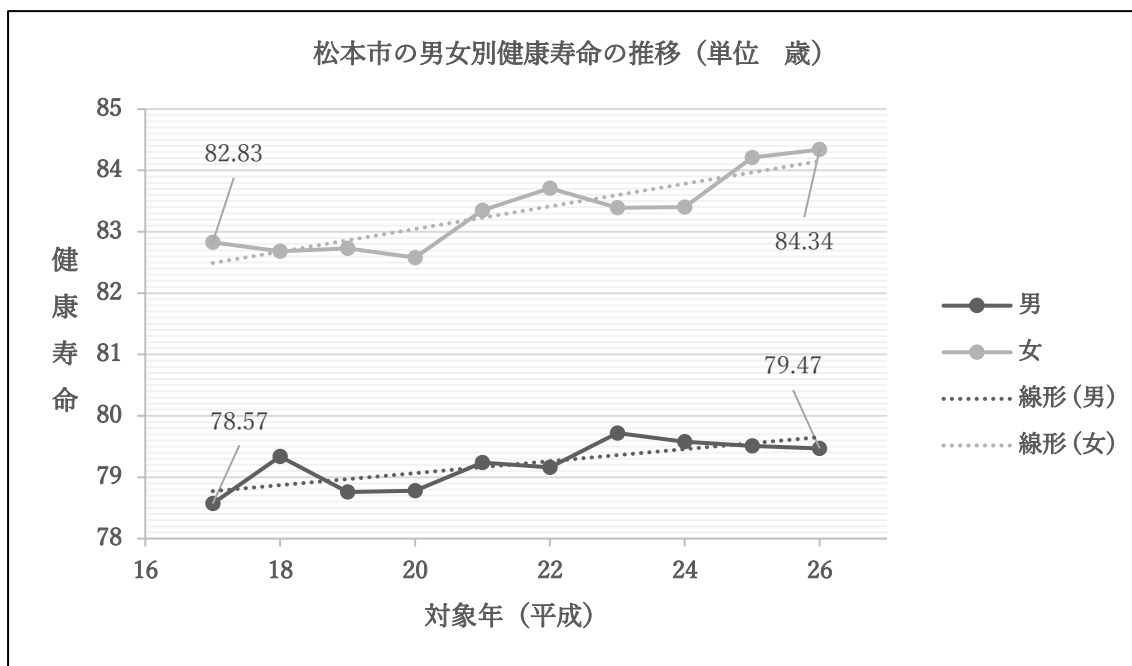


出典：平成28年度実施 松本市「男女共同参画・人権に関する意識調査」

9 松本市の男女別健康寿命

疾患の罹患状況は男女で異なり、ライフステージごとに男女で異なる健康上の問題に直面します。本市の健康寿命は男女ともに延伸しており、特に女性は

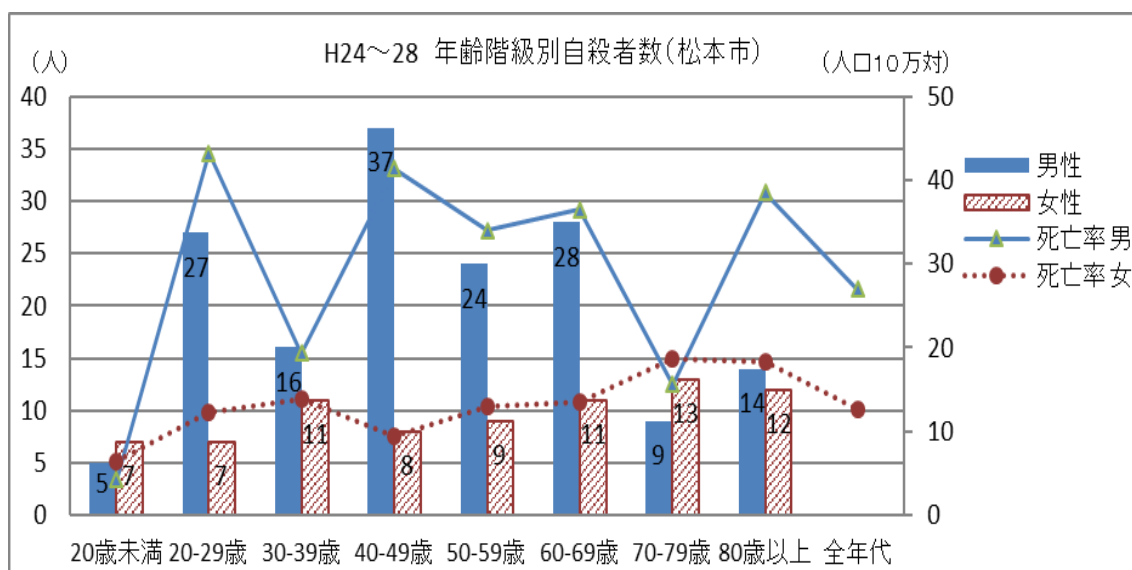
統計を取り始めた平成17年に比べて1.51歳伸びています。



資料：松本市健康づくり課

10 男女別に見た自殺の状況

平成27年の日本における死因順位を5歳刻みの各年齢階級別に見ると、15歳から39歳までのすべての階級において自殺が第1位となっており、長野県においても同様の順位が見られます。本市の自殺者数を性別で見ると男性が女性の2倍以上を占めています。これは全国的にも同様の傾向が見られます。

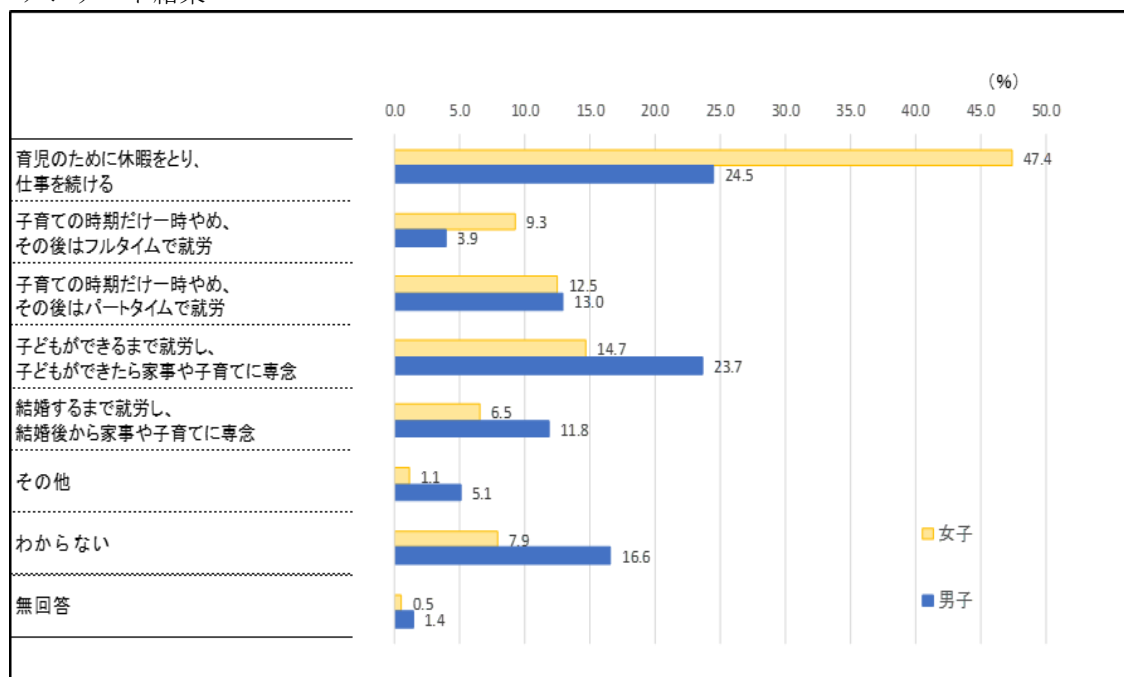


※厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及び市統計月報1月1日人口より計算

1.1 中学生・高校生の意識

市内の中学・高校に通学する生徒を対象に「理想とする結婚後の女性の働き方」を質問したところ、「育児のために休暇を取り、仕事続ける」と回答した女子の割合が47.4パーセントであるのに対し、男子の割合はその半分近くの23.7パーセントしかおらず、また、「子どもができるまで就労し、子どもができたらか家事や子育てに専念」、「結婚するまで就労し、結婚後から家事や子育てに専念」については男子の割合が高くなっており、固定的性別役割分担の意識が中学・高校生の段階でも見られます。

市内中学校・高等学校に通学する生徒を対象とした「理想とする結婚後の女性の働き方」のアンケート結果



出典：平成28年度実施 松本市「男女共同参画・人権に関する意識調査」

1.2 えるぼし認定企業数

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業の内、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けられます。

認定企業は、認定マーク「えるぼし」を名刺、商品などに付して自社を優良な女性活躍推進企業としてPRでき、優秀な人材確保や企業イメージの向上につながられます。厚生労働省のホームページで公表された「えるぼし」認定企業で長野県内を所在地とする企業数は、平成30年3月20日現在で7社となっていますが、本市を所在地とする企業は、残念ながらありません。

1.3 第3次計画における主な指標の状況

第1次から第3次まで15年間にわたり松本市男女共同参画計画を実施してきましたが、この間に注目してきた指標は徐々に改善しているものの当初掲げた目標値には達していないものが多くあります。

No	項 目	H28時点 実績値	第3次計画策 定時の目標値	摘要
1	市の審議会等における女性委員の参画率	33.2%	45.0%	
2	町会長に占める女性の割合	2.0%	10.0%	
3	町内公民館長に占める女性の割合	10.3%	15.0%	
4	地区公民館長に占める女性の割合	5.6%	15.0%	
5	小・中学校PTA会長の女性の割合	4.4%	10.0%	
6	保育園保護者会長の男性割合	14.0%	10.0%	
7	消防団員に占める女性の割合	3.8%	10.0%	H28実績は H29.4.1現在
8	家族経営協定締結組数	208組	200組	

第2部 具体的施策

- 基本理念
- 基本目標（施策分野）
- 施策の体系
- 各分野の施策
- 基本理念に対する責務

基本理念

松本市男女共同参画推進条例第3条では次のとおり基本理念を定めており、この理念を基に計画を推進します。

- 1 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等男女の基本的人権が尊重されること。
- 2 性別による固定的な役割分担に基づく社会の様々な制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- 3 男女が社会の対等な構成員として、市その他あらゆる場における政策又は方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されること。
- 4 家族を構成する男女が、相互の協力の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について対等な役割を担いつつ、就業その他の社会的活動を行うことができるよう配慮されること。
- 5 妊娠、出産等について、男女が互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向に配慮されること。

基本目標（施策分野）

前述した本市の現状や国・県の動向踏まえて、松本市男女共同参画推進条例の基本理念を実現するため、計画の基本目標として六つの施策分野を設定し、施策の方向性を定めました。

なお、計画が効率的・効果的に実行されるよう、国の第4次男女共同参画基本計画及び県の第4次男女共同参画計画を勘案した施策分野としています。

1 【第1分野】政策・方針決定過程への女性の参画拡大

女性が政策・方針決定過程に積極的に参画し、共に責任を担い、多様な意思が公平・公正に反映されるよう次の取組みを実施します。

1	市政等への政策決定過程への参画促進
2	地域・職域組織等における男女共同参画の促進
3	男女共同参画の視点を生かした防災対策の推進

2 【第2分野】労働・雇用における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進

働きたい人が性別にかかわらず能力を十分に発揮できる職業生活ができるよう、就職支援、「仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)」推進のために次の取組みを実施します。

1	企業・従業員に対するワーク・ライフ・バランスの啓発・相談
2	育児・介護に対する支援の推進
3	就職支援の推進
4	農林業・商工業分野における女性への支援と新しい働き方の基盤づくり
5	企業に対するインセンティブの付与

3 【第3分野】男女共同参画の視点からの人権尊重と人権侵害の防止

固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見、女性への犯罪・暴力などの権利侵害をなくすことを目指し、市民の意識変革のための啓発活動や犯罪・暴力被害に対する支援のために次の取組みを実施します。

1	男女共同参画の視点からの人権尊重の啓発推進
2	犯罪被害防止策の推進
3	貧困・高齢・障害・外国人であることにより困難を抱えた人への支援推進

4 【第4分野】生涯を通じた男女の健康支援

疾患の罹患状況は男女で異なり、ライフステージごとに男女で異なる健康上の問題に直面します。市民一人ひとりが自分の健康に関心を持って、自ら健康づくりに取り組むことができる社会を作り、誰もが心も体も健康で、住み慣れた地域で心豊かに暮らすことができる健康寿命延伸都市の形成のため、次の取組みを実施します。

1	妊娠・出産に関する母子健康支援の推進
2	女性特有のがんへの対策の実施
3	性に対する正しい理解と性感染症予防の啓発
4	ライフステージに応じた生活習慣改善
5	薬物・喫煙への対応の推進
6	自殺予防対策の推進

5 【第5分野】将来の男女共同参画社会の基盤づくり

将来の本市の男女共同参画を現在よりも後退させることなく、更に前進させ、次の世代が固定的性別役割分担意識から解放されていくことを目指し、青少年等に対する男女共同参画を推進する教育・学習を推進します。

1	青少年等に対する男女共同参画を推進する教育・学習の実施
---	-----------------------------

6 【第6分野】推進体制の整備・強化

第1分野から第5分野までの事務事業・取組みが着実に実施されるよう、これらに対する推進体制を整備・強化するとともに、新たに生じた課題への対応、男女共同参画に関する最新情報や研究結果の情報収集、市の広報媒体などを利用した情報発信、男女共同参画に関係する団体への協力・連携を行うため、以下の取組みを実施します。

1	計画推進の管理
2	市民からの意見の反映
3	情報収集・研究
4	市民への情報発信
5	関係団体等への支援

施策の体系

目指す姿	基本目標(施策分野)		施策の方向	
「健康寿命延伸都市・松本」の創造	第1分野	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1	市政等の政策決定過程への参画促進
			2	地域・職域組織等における男女共同参画の促進
			3	男女共同参画の視点を生かした防災対策の推進
	第2分野	労働・雇用における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進	1	企業・従業員に対するワーク・ライフ・バランスの啓発・相談
			2	子育て・介護に対する支援の推進
			3	就職支援の推進
			4	農林業・商工業分野における女性への支援と新しい働き方の基盤づくり
			5	企業に対するインセンティブの付与
	第3分野	男女共同参画の視点からの人権尊重と人権侵害の防止	1	男女共同参画の視点からの人権尊重の啓発推進
			2	犯罪被害防止施策の推進
			3	貧困・高齢・障害・外国人であることにより困難を抱えた人への支援推進
	第4分野	生涯を通じた男女の健康支援	1	妊娠・出産に関する母子健康支援の推進
			2	女性特有のがんへの対策の実施
			3	性に対する正しい理解と性感染症予防の啓発
			4	ライフステージに応じた生活習慣改善
			5	薬物・喫煙への対応の推進
			6	自殺予防対策の推進
	第5分野	将来の男女共同参画社会の基盤づくり	1	青少年等に対する男女共同参画を推進する教育・学習の実施
	第6分野	推進体制の整備・強化	1	計画推進の管理
			2	市民からの意見の反映
			3	情報収集・研究
			4	市民への情報発信
			5	関係団体等への支援

施策の概要
○審議会等の女性委員の比率拡大
○町会役員・PTA会長・農業組織役員・町内公民館長の女性比率・保育園保護者会長の男性比率の拡大 ○男女共同参画地区推進委員の育成
○方針決定への女性参画拡大 ○事前の備え、避難所運営、被災者支援への女性の意見の反映 ○女性の防災活動への関心・知識の普及
○労働・雇用に関する法律・制度の周知・啓発・相談の推進
○就労継続のための育児・介護に対する支援
○就職支援の職業相談、講座、スキル習得支援
○農林業分野の家族経営における男女共同参画 ○女性農業者の育成・交流・学習 ○起業家への支援 ○女性経営者の交流等に対する支援 ○新しい働き方の基盤づくり
○各種認定制度に基づく女性の活躍に取り組む企業の紹介 ○公共調達における女性活躍推進企業への加点項目設定
○男女共同参画に関連する各種講座の実施 ○市の刊行物に関する表現適正化 ○性の多様性に対する理解の啓発
○配偶者暴力に対する支援 ○児童へのメディアリテラシー教育 ○防犯情報の提供
○生活困窮者に対する自立支援 ○外国人であることによる社会的孤立を回避するための支援 ○高齢・障害による日常生活の困難に対する支援
○妊産婦及び乳幼児に対する支援
○乳がん・子宮がんに対する早期発見、早期対応
○出前講座による啓発と学校教育における性教育
○ライフステージごとの一次予防の推進
○たばこの健康被害に関する正確な情報提供・啓発 ○青少年への薬物乱用防止に関する教育
○自殺予防のための庁内横断組織による連携と相談事業
○学校教育における性差の尊重と男女共同参画の学習 ○職業に対する性差に捉われない学習 ○家庭・学校・地域における固定的な性別役割に捉われない多様な経験 ○研究・技術職を目指す女子児童の進路選択支援 ○国内外の男女共同参画状況の視察研修参加者への支援
○成果指標に対する各年度ごとの進捗状況の検証と新たな課題への対応
○成果指標に対する各年度ごとの進捗状況の検証と新たな課題への対応
○国際社会の動向、国、県、関係団体等からの最新情報、研究結果等の情報収集
○市の広報媒体等を利用した男女共同参画に関する情報発信
○男女共同参画に関係する団体への協力・連携

第4次松本市男女共同参画計画の具体的事務事業・取組み

※【新】は第4次計画からの新規事業 ※太枠内のゴシック体文字は女性活躍推進計画事業

基本目標（施策分野）	施策の方向	施策の概要	主務課	具体的な事務事業・取組み
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 市政等の政策決定過程への参画促進	審議会等の女性委員の比率拡大	第2分野から第5分野までに関係する課	第2分野から第5分野の取組みの実施を通して、社会全体の女性の人材を厚くする。
			各審議会担当課	各推薦団体に対して、性差にとられない人選を呼び掛ける。
			人権・男女共生課 行政管理課	女性委員の比率の調査と公表
	2 地域・職域組織等における男女共同参画の促進	町会役員・PTA会長・農業組織役員・町内公民館長の女性比率、保育園保護者会長の男性比率の拡大	第2分野から第5分野までに関係する課	第2分野から第5分野までの取組みを通して、社会全体の女性の人材を厚くする。
			地域づくり課	各組織に対し、性差にとられない人選を呼び掛ける。
			農政課	
			生涯学習課 人権・男女共生課 保育課	
	男女共同参画地区推進委員の育成	人権・男女共生課	各地区の男女共同参画推進委員の育成を通して地域の女性登用を促進する。	
	3 男女共同参画の視点を生かした防災対策の推進	方針決定への女性参画拡大 事前の備え、避難所運営、被災者支援への女性の意見の反映、女性の防災活動への関心・知識の普及	第2分野から第5分野までに関係する課	第2分野から第5分野までの取組みを通して女性の人材を厚くする。
危機管理課			自主防災組織役員の女性参画促進・育成、男女のニーズの違いに配慮した備蓄品配備、男女双方が参画した避難所運営が円滑化するマニュアル整備	
消防防災課			女性消防団員比率の拡大	
第2分野 労働・雇用における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進	1 企業・従業員に対するワーク・ライフ・バランスの啓発・相談	労働・雇用に関する法律・制度の周知・啓発・相談の推進	人権・男女共生課	【新】仕事と家庭の両立支援事業 労働教育 職業・労働相談 勤労者心の健康相談 労働相談支援事業 労働情報の提供（「労政まつもど」の発行） 仕事と家庭の両立促進事業
			労政課	【新】両親学級（ママとパパの教室）
	2 育児・介護に対する支援の推進	就労継続のための育児・介護に対する支援	健康づくり課	【新】子育て支援センター事業 【新】休日保育事業 【新】病後児保育事業 【新】つどいの広場事業 【新】ファミリーサポート・センター事業 【新】児童館設置運営事業 【新】放課後児童健全育成事業 【新】放課後子ども教室 【新】児童育成クラブ設置育成事業 【新】病児保育事業 【新】子育てサポーター訪問事業 【新】子育てコミュニティサイト「はぐまつ」運営事業 【新】子育て支援ネットワークづくり事業 【新】子ども子育て安心ルーム事業
			子ども育成課	【新】子育て支援ショートステイ事業
			子ども福祉課	【新】保育の実施及び運営 【新】延長保育事業 【新】障害児保育事業 【新】一時預かり事業 【新】私立保育所等経営安定費補助事業 【新】私立保育所等施設整備費補助事業 【新】私立幼稚園等運営費補助事業 【新】私立幼稚園等建設補助事業 【新】私立幼稚園就園奨励費補助事業 【新】許可外保育施設補助事業
			保育課	介護保険制度（訪問介護・通所介護・短期入所生活介護）在宅介護24時間あんしん支援事業のうち以下の事業 ・ナイトケア利用料金助成事業 ・徘徊高齢者家族支援サービス
			高齢福祉課	【女性センターバレー松本】「トライあい・松本」における託児付き講座 若者職業なんでも相談 職業・労働相談 【新】コワーキングスペース活用型人材育成事業
			人権・男女共生課	農村女性活躍推進事業における以下の事業 家族経営協定締結の促進 「まつもと農村女性協議会」（事務局 農政課）による女性農業者の交流活動 「まつもと農村女性協議会」（事務局 農政課）による農業講座 各種イベント、講習会、グループ活動の紹介 松本農業改良普及センターやJAと連携した就農・農業経営に関する相談
			労政課	【新】創業者支援事業（松本地域創業者支援ネットワークと連携） 商店街女性リーダー育成事業（松本おかみさん会に対する支援） 【新】テレワーク事務所設置支援事業 【新】ICT活用地域産業振興事業 【新】コワーキングスペース活用型人材育成事業
	3 就職支援の推進	就職支援の職業相談、講座、スキル習得支援	人権・男女共生課	【新】女性活躍関連優良企業を各省庁が公表している個別のサイトへのリンクを松本市公式ホームページ上にまとめて掲示する。また、長野県内企業をホームページ上で紹介
			労政課	【新】公共調達における総合評価において「えるぼし」認定企業に対する加点項目を設定する。
			契約管財課	
	4 農林業・商工業分野における女性への支援と新しい働き方の基盤づくり	農林業分野の家族経営における男女共同参画	農政課	
			農政課	
		女性農業者の育成・交流・学習	農政課	
農政課				
起業家への支援	農政課			
	農政課			
女性経営者の交流等に対する支援	農政課			
	農政課			
新しい働き方の基盤づくり	農政課			
	農政課			
5 企業に対するインセンティブの付与	各種認定制度に基づく女性の活躍に取り組む企業の紹介	人権・男女共生課		
		契約管財課		
公共調達における女性活躍推進企業への加点項目設定に向けての検討	契約管財課	契約管財課		
		契約管財課		

基本目標（施策分野）	施策の方向	施策の概要	主務課	具体的な事務事業・取組み			
第3分野	男女共同参画の視点からの人権尊重と人権侵害の防止	1 男女共同参画の視点からの人権尊重の啓発推進	男女共同参画に関する各種講座の実施	人権・男女共生課	女性センターや関係団体が実施する各種講座・イベントの開催 【新】市の刊行物における表現ガイドラインの作成と公開 性の多様性に関する理解の啓発		
			生涯学習課	各地区及び中央公民館における人権関連講座			
			中央図書館	【新】男女共同参画等の関連する特設コーナーの定期設置			
		2 犯罪被害防止策の推進	配偶者暴力に対する支援の推進	こども福祉課	庁内関係課と連携した支援の推進		
			児童に対するメディアリテラシー教育	人権・男女共生課	【新】高校生向けデートDV防止講座		
			防犯情報の提供	こども育成課	メディアリテラシー講座事業		
		3 貧困・高齢・障害・外国人であることにより困難を抱えた人への支援推進	生活困窮者に対する自立支援 外国人であることによる社会的孤立を回避するための支援 高齢・障害による日常生活の困難に対する支援	生活困窮者に対する自立支援	こども福祉課	【新】学校教育の道徳・性教育におけるインターネット上の情報に対する教育 【新】防災・防犯情報のメール配信 【新】生活困窮者自立支援事業 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業 母子及び父子並びに寡婦福祉資金利子補給 母子家庭等家庭協力員派遣事業 母(父)と子の集いバスハイク事業 母子ホーム運営事業 ひとり親家庭相談事業 女性相談事業 自立支援教育訓練給付金支給事業 高等職業訓練促進事業 家庭児童相談室運営事業 ひとり親家庭支援医療 【新】子どもの未来応援事業 子育て支援事業利用助成金	
					こども育成課	子育て支援事業利用助成金	
					人権・男女共生課	多文化共生事業 多文化共生プラザ運営事業	
					高齢福祉課	生活管理指導短期宿泊事業 成年後見支援センター体制整備事業、成年後見制度利用支援事業、 【新】高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会	
					障害福祉課	【新】障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業	
					第4分野	生涯を通じた男女の健康支援	1 妊娠・出産に関する母子健康支援の推進
健康づくり課	松本地域出産・子育て安心ネットワーク事業						
健康づくり課	乳がん検診・子宮がん検診						
健康づくり課	エイズ・HIV等性感染症予防対策事業						
学校指導課	学習指導要領、長野県教育委員会「性に関する指導の手引き」、松本市教育委員会「性教育指導計画『すこやか』」に基づく性教育、教職員を対象とした「性教育講演会」の開催						
高齡福祉課	一般介護予防事業 こどもの生活習慣改善事業 生活習慣病予防教室 働く世代の生活習慣病予防事業 身体活動維持向上事業 若いときからの認知症予防対策事業						
5 薬物・喫煙への対応の推進	2 女性特有のがんへの対策の実施				たばこの健康被害に関する正確な情報提供・啓発 青少年への薬物乱用防止に関する教育	健康づくり課	喫煙及び受動喫煙防止対策
		こども育成課	薬物乱用防止啓発事業				
		学校指導課	学校教育における保健指導				
		健康づくり課	自殺予防対策事業				
		人権・男女共生課	各種相談事業(電話・面接)				
		6 自殺予防対策の推進	3 性に対する正しい理解と性感染症予防の啓発	出前講座による啓発と学校教育における性教育		学校指導課	学習指導要領、長野県教育委員会「性に関する指導の手引き」、松本市教育委員会「性教育指導計画『すこやか』」に基づく性教育、教職員を対象とした「性教育講演会」の開催
高齡福祉課	一般介護予防事業 こどもの生活習慣改善事業 生活習慣病予防教室 働く世代の生活習慣病予防事業 身体活動維持向上事業 若いときからの認知症予防対策事業						
福祉計画課	ふれあい健康教室、出張ふれあい健康教室、市民歩こう運動推進事業						
労政課	健康経営企業の拡大に関するセミナー						
第5分野	将来の男女共同参画社会の基盤づくり				1 青少年等に対する男女共同参画を推進する教育・学習の実施	学校指導課	道徳・性教育における性差の尊重と男女共同参画の学習 【新】中学校における職場体験学習と進路指導 【新】中学生向け冊子「松本の『ものづくり』」の作成・配布 【新】松本市教育文化センターにおける各種講座 【新】松本版・信州型コミュニティスクール 【新】地区公民館事業のうち、学校・育成会・子供を対象とした事業 【新】「子ども向け環境基本計画ハンドブック」の配布 【新】いきものみつけファームin松本 【新】エコスクール事業 【新】環境教育支援事業
						労働政策課	【新】女性センター事業の理工系分野に興味を持つ女子中高生を対象とした出前講座
		人権・男女共生課	女性指導者研修事業				
		研究・技術職を目指す女子児童の進路選択支援	【新】女性センター事業の理工系分野に興味を持つ女子中高生を対象とした出前講座				
		国内外の男女共同参画状況の視察研修参加者への支援	女性指導者研修事業				
		第6分野	推進体制の整備・強化	1 計画推進の管理		成果指標に対する進捗状況の検証と新たな課題への対応	事業等の実施状況の定期確認と庁内調整会議の定期開催 付属機関である松本市男女共同参画推進委員会の定期開催 市ホームページ上での進捗状況の公表
2 市民からの意見の反映	国際社会の動向、国・県・関連団体等の最新情報、研究結果の情報収集	人権・男女共生課	国・県・関連団体の研究・施策に対する情報収集 新たな課題に対する対応策の研究 「市民満足度調査」「男女共同参画・人権に関する意識調査」による市民意識の動向の把握				
3 情報収集・研究	市の広報媒体等を利用した情報発信	広報まつもと、市ホームページ等を利用した情報提供と啓発					
4 市民への情報発信	男女共同参画に関する団体への協力・連携	【新】内閣府、県、女性団体、企業の女性活躍推進に係る取組みへの協力・連携					
5 関係団体等への支援							

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

1 市政等の政策決定過程への参加促進

審議会等の担当課において委員の各推薦団体に対し、性差にとらわれない人選を呼び掛けるとともに、本計画の第2分野から第5分野までの各事務事業を実施して、社会の各分野での女性の人材プールを厚くすることにより、本計画期間中に女性の比率が35%以上になることを目指します。

No.	具体的取組み	主務課
1	本計画の第2分野から第5分野までの取組みの実施を通して、社会全体の女性の人材を厚くする。	第2分野から第5分野までに関係する課
2	各推薦団体に対して、性差に捉われない人選を呼び掛ける。	各審議会担当課
3	女性委員の比率の調査と公表	行政管理課 人権・男女共生課

2 地域・職域組織等における男女共同参画の促進

本計画の第2分野から第5分野までの取組みにより、固定的な役割分担を縮小させ、男女の比率が均衡する方向に変化するよう、社会の意識変革を促すとともに各団体に関連する担当課において性差に捉われない人選を呼び掛けます。また、人権・男女共生課において、各地区の男女共同参画推進委員の育成を通して地域の女性登用を促進します。

No.	具体的取組み	主務課
1	第2分野から第5分野までの取組みの実施を通して、社会全体の女性の人材を厚くする。	第2分野から第5分野までに関係する課
2	各組織に対し、性差に捉われない人選を呼び掛ける。	地域づくり課 農政課 生涯学習課 保育課 人権・男女共生課
3	各地区の男女共同参画推進委員の育成・啓発を通して地域の女性登用を進める。	人権・男女共生課

3 男女共同参画の視点を生かした防災対策の推進

避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するよう努めます。また、予防、応急、復旧、復興等のすべての局面での意思決定に

女性の視点が反映するよう、自主防災組織のリーダー等に対する教育・研修等を行うとともに、女性の組織への参加の促進に努め、防災活動への関心、知識の普及を図ります。更に、消防団員等の防災現場における女性の参画拡大を促進します。

No.	具体的取組み	主務課
1	第2分野から第5分野までの取組みの実施を通して女性の人材を厚くする。	第2分野から第5分野までに関係する課
2	自主防災組織役員の女性参画促進・育成、男女のニーズの違いに配慮した備蓄品配備、男女双方が参画した避難所運営が円滑化するマニュアル整備	危機管理課
3	女性消防団員比率の拡大	消防防災課

第2分野 労働・雇用における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進

1 企業・従業員に対するワーク・ライフ・バランスの啓発・相談

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっており、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの取組みが進んでいない、労働者数300人以下の事業所を中心として、事業主へのワーク・ライフ・バランスの取組みや、労働者の育児・介護のための休業制度に対する理解を進めるため、育児・介護休業制度の周知・啓発の施策を実施します。

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
1	(新規) 仕事と家庭の両立支援事業	仕事と家庭の両立を図りながら働き続ける環境整備のため、支援を希望する企業を訪問し、事業主と従業員を対象にセミナーや個別カウンセリングを実施し、状況に応じて就業規則の見直しを行う支援をするもの	人権・男女共生課	女性活躍推進計画事業
2	労働教育	労働諸法、労働経済情勢などの学習の場として、長野県との連携により中信地区労働フォーラム（労働問題専門講演会、労働教育講座等）を開催し、労働者の意識向上に努めるもの	労政課	
3	職業・労働相談	仕事を探している人を対象とした就職相談を始め、雇用、賃金、労働時間、職場のトラブルなど労働問題全般について、担当の相談員が相談に応じるもの。ハローワーク求人票も閲覧できる。		
4	勤労者心の健康相談	仕事や職場での強い不安、悩み、ストレス等を抱える方を対象に、専門の相談員（産業カウンセラー・心理相談員等）が相談・助言を行うもの		
5	労働相談支援事業	仕事や日常生活の悩み・労使間トラブルなどの解決を図るため、専門の労働相談員を配置し、弁護士・司法書士・社会保険労務士による相談に応じているNPO法人に対し、事業を委託して行っている相談事業		
6	労働情報の提供	労働諸情勢の動きや制度・法改正等を掲載した「労政まつもと」の発刊や労働関係図書の購入を行い、労働者・事業者双方が参考にできるよう閲覧に供するもの		

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
7	仕事と家庭の両立促進事業	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催、両立支援制度や先進企業の紹介、企業や労働者に対する啓発活動などを実施するもの	労政課	女性活躍推進計画事業

2 育児・介護に対する支援の推進

育児休業後の就業の継続や再就職が円滑に行われるために、育児をサポートする公的支援を行います。保育需要に適切に対応した保育園等の整備や、出張、転勤、育児疲れ、平日の放課後や休日においても勤務がある家庭の児童への対応などを実施するとともに、妊娠中から親の自覚を促し、孤立した育児を防ぐための相談・交流事業を行います。また、介護離職防止に向けて、介護保険制度を中心とした家庭介護者の負担軽減を図ります。

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
1	(新規) 両親学級 (ママとパパの教室)	妊婦とその夫（又はパートナー）を対象として、妊娠中の健康管理、育児体験、妊婦疑似体験、仲間づくり調理実習等を行い父母としての自覚と自立を促すもの	健康づくり課	女性活躍推進計画事業
2	(新規) 子育て支援センター事業	乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に利用することによる交流の場としての機能に加え、育児相談・育児講座等の実施や育児に関する情報を発信し、更に育児サークルの支援を行うもの	こども育成課	
3	(新規) 休日保育事業	保護者の勤務等の社会的にやむを得ない事由により、家庭で保育を行うことが困難な市内に居住する方の子どもで、利用日現在満1歳以上の就学前児童を対象に保育を行うもの		
4	(新規) 病後児保育事業	保護者の勤務等、社会的にやむを得ない事由により、家庭で保育を行うことが困難な市内居住又は保護者が市内に勤務している方の子どもで、病気等の回復期にあつて集団保育が困難な、利用日現在満1歳以上の就学前児童を対象に保育を行うもの		
5	(新規) つどいの広場事業	乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流や相談の場として地域の子育て支援機能の充実を図るもの		

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
6	(新規) ファミリー ・サポート・ センター事業	15歳までの児童を育てている家庭で、子育ての手助けをしてほしい方と子育ての手伝いをしたい方が会員となり、残業で保育園にお迎えに行けない、出勤しなければならないが保育施設が休みなどの場合に保育や送迎など子育てに協力するもの		
7	(新規) 児童館設置運 営事業	健康を増進し、情操を豊かにするため、児童に健全な遊びの場を与えるもの		
8	(新規) 放課後児童健 全育成事業	保護者の就労等により放課後に留守家庭となる小学1年生から6年生までの児童(十分なスペースを確保できない施設は4年生まで)の健全な育成を図るもの		
9	(新規) 放課後子ども 教室推進事業	放課後留守家庭に限定せず、小学生の放課後の居場所として、遊び、学べる環境を提供し、児童の健全育成を図るもの		
10	(新規) 児童育成クラ ブ設置育成事 業	労働等のため保護者が昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の健全な育成を図るもの		
11	(新規) 病児保育事業	保護者の勤務等、やむを得ない事由により、家庭で保育を行うことが困難な市内に居住又は保護者が市内に勤務している人の子どもで、生後5カ月から小学3年生までの、病状の急変は認められないが病気の回復期に至っていない児童を保育するもの		
12	(新規) 子育てサポー ター訪問事業	15歳までの児童を育てている家庭で、自宅での保育等を希望する方と子育てのお手伝いをしたい方(サポーター)が会員となり、朝早く出勤しなければならないなどの場合に自宅にサポーターが訪問し、保育や育児に伴う家事支援を行うもの		

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
13	(新規) 子育てコミュニティサイト「はぐまつ」運営事業	市民との協働により制作した、官民双方の子育て情報を提供する子育て支援サイト「はぐまつ」の運営を行い、時間に制限されない子育て情報の入手や、悩みを相談しやすい場を提供するもの	こども育成課	女性活躍推進計画事業
14	(新規) 子育て支援ネットワークづくり事業	子育て支援ネットワークの構築を目指し、情報発信するとともに研修会や交流会を開催し子育てを支える人材やグループの発掘・育成をするもの		
15	(新規) 子ども子育て安心ルーム事業	母子保健コーディネーターと子育てコンシェルジュが連携し、妊娠、出産から子育てまで、切れ目のない寄り添い型の支援をすることにより、子育て環境の向上を図るもの		
16	(新規) 子育て支援ショートステイ事業	保護者の病気や出産、冠婚葬祭、看護、出張や転勤、育児疲れ等で子どもの世話ができないとき、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるもの	こども福祉課	
17	(新規) 保育の実施及び運営	就労、疾病、妊娠、出産等の理由のため家庭内で保育できない場合に、保護者に代わり、子どもを保育する施設の設置・運営	保育課	
18	(新規) 延長保育事業	保護者の就労時間等により通常の保育時間内に児童を送迎できない場合に月契約で保育時間を延長するもの		
19	(新規) 障害児保育事業	保育を必要とし、かつ心身に障害を有するが集団生活が可能な児童について、健常児との統合保育をすることによって、児童の福祉の向上を図るもの		
20	(新規) 一時預かり事業	緊急・一時的に家庭保育が困難となる未就園児を指定園14園で保育するもの		
21	(新規) 私立保育所等経営安定費補助事業	私立保育所等の運営費を助成し保育所運営の円滑化を図るもの		

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
22	(新規) 私立保育所等 施設整備費補助事業	私立保育所等の施設整備費を助成し、保育所施設の整備充実を図るもの	保育課	女性活躍推進計画事業
23	(新規) 私立幼稚園等 運営費補助事業	私立幼稚園等の運営費を助成し、幼稚園運営の円滑化を図るもの		
24	(新規) 私立幼稚園等 建設補助事業	私立幼稚園等の施設整備費を助成し、保育所施設の整備充実を図るもの		
25	(新規) 私立幼稚園就 園奨励費事業	幼稚園教育の振興のため私立幼稚園設置者が行う保育料等の減免に対して助成し、公立・私立幼稚園間の保護者負担における格差を是正するもの		
26	(新規) 許可外保育施設補助事業	許可外保育施設の運営費等を助成し、保育所運営の円滑化を図るもの		
27	介護保険制度	要介護認定者に対し、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等により介護を行うもの	高齢福祉課	
28	ナイトケア利用料金助成事業	通所介護終了後に同施設で引続き夜間の介護を受けるサービスに対して年間12泊を限度に利用料金を助成するもの		
29	徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊のおそれがある認知症高齢者の事故を未然に防止するため、所在地を確認するシステムを活用し、家族等の介護者の負担軽減を図るもの		

3 就職支援の推進

育児・介護のために離職した人を始めとして、新たに就職をしたいと考える人に対する支援として、職業スキルアップに資する講座を託児付きで実施するとともに、職業・労働に関する相談が受けられる事業を実施します。

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
1	女性センター事業	就職・起業に必要な知識、スキル等を身に付けるための講座を実施するもの	人権・男女共生課	女性活躍推進計画事業
2	トライあい・松本事業	就職に有利な資格取得・スキル等を身に付けるための講座を実施するもの		
3	若者職業なんでも相談	若い未就業者やフリーター等を対象として、専門相談員（産業カウンセラーやキャリアカウンセラー）が、就職・資格取得などについて相談・助言を行うもの	労政課	
4	職業・労働相談（再掲）	仕事を探している方を対象とした就職相談を始め、雇用、賃金、労働時間、職場のトラブルなど労働問題全般について、担当の相談員が相談に応じるもの		
5	（新規） コワーキングスペース活用型人材育成事業	離職中の女性が子育てをしながら就業できる環境を整備するため、新しい働き方の活動・発信拠点となり得るコワーキングスペースを活用して、人材育成、就労支援を行う業務を委託するもの		

4 農林業・商工業分野における女性への支援と新しい働き方の基盤づくり

(1) 農林業分野

家族経営による農業に対し、仕事と家庭の役割分担や女性の経営上の位置付けの明確化、経済的地位の向上、ワーク・ライフ・バランスの推進、固定的性別役割分担意識の変革を図るため、家族経営協定の普及に取り組みます。また、女性農業者に対する技術・経営知識の向上を図る就業支援を行います。

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
1	家族経営協定締結の推進	家族による農業経営は、経営と生活の境界が不明確となりがちで、家族の役割、労働時間、労働報酬等の就業条件が曖昧になりやすいため、家族間で協定を締結して労働環境の整備をするもの	農政課	女性活躍推進計画事業
2	女性農業者の交流支援	「まつもと農村女性協議会」（事務局：農政課）による女性農業者の交流活動を実施して、女性同士のネットワークづくりを行うもの		

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
3	農業者講座	「まつもと農村女性協議会」が主催する講座で、農機具や肥料の知識など技術的なことから、農産物の販売などの経営に関することまで、専門家から指導を受け、又は参加者同士で情報交換を行うもの	農政課	女性活躍推進計画事業
4	農業に関する広報活動	県・個人が主催する農業に関するイベント、講習会、グループ活動に関する情報を希望者に対して配信するもの		
5	就農・経営に関する相談	松本農業改良普及センターやJAと連携し、新たに農業を始める人や農業経営に不安がある人に対し相談を受けるもの		

(2) 商工業分野

男女ともに、家庭と仕事の調和がとれた多様な生き方・働き方ができるよう、再就職、起業、自営業等における支援をするため、松本市と地域の支援機関の連携ネットワークによる創業支援、女性経営者に対する支援・育成、テレワーク促進に対する補助、情報通信技術（ICT）の人材育成によるICT活用ビジネスの創出・誘致、コワーキングスペースを活用した人材育成・就労支援を行い、新しい働き方の基盤づくりを行います。

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
1	(新規) 起業家への支援	市と松本商工会議所を始めとする地域の支援機関が連携した松本地域創業者支援ネットワークにより、創業を目指す人及び創業した人の成長段階に応じた切れ目ない支援を実施することで開業を促すとともに、開業後の事業継続性の向上を図るもの	商工課	女性活躍推進計画事業
2	商店街女性リーダー育成事業	商店街等の熱意ある女性（経営者、後継者、責任者、商売に関心のある人など）の交流組織「松本おかみさん会」を対象として、商店街活動、街づくり等の中心となる女性リーダーを育成し、商業基盤の強化を図るもの		
3	(新規) テレワーク事務所設置支援事業	若者、女性、IJUターン者の新しい働き方の創出を目指し、本社等の業務をテレワークにより行うために本市内にサテライトオフィスの開設を希望する企業に対し、その賃貸料の一部を補助するもの		

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
4	(新規) ICT活用 地域産業振 興事業	先端ICT人材、情報セキュリティ人材等の将来的な不足に備えるため、松本地域においてICT人材、起業家を育成し、ICTを活用したビジネス創出・誘致を図るもの	商工課	女性活躍推進計画事業
5	(新規) コワーキングスペース 活用型人材 育成事業 (再掲)	離職中の女性が子育てをしながら就業できる環境を整備するため、新しい働き方の活動・発信拠点となり得るコワーキングスペースを活用して、人材育成、就労支援を行う業務を委託するもの	労政課	

5 企業に対するインセンティブの付与（新規事業）

女性活躍推進法の規定に基づく一般事業主行動計画の実効性を高めるため、公正性を確保した上で、「えるぼし」認定企業の受注機会拡大を図れるよう総合評価における加点項目を設定します。

また、女性活躍に資する取組みの優良な企業に対して省庁別に行われている各種認定について、本市ウェブサイトの人権・男女共生課のページから各紹介サイトへ遷移する統一リンクページを作成します。

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
1	(新規) 公共調達に おける女性 活躍推進企 業への加点	松本市の公共調達における総合評価において、厚生労働省が認定した「えるぼし」認定企業に対する加点項目を設定する。	契約管財課	女性活躍推進計画事業
2	(新規) 女性活躍関 連優良企業 の紹介	女性活躍関連における優良企業を各省庁等が公表している個別サイト（次ページ）のリンクを市ホームページ上にまとめて掲示する。また、長野県内の認定企業をホームページ上で公開する。	人権・男女共生課	

女性活躍推進に関連する優良企業の紹介制度

No	認定制度	概要	認定者
1	えるぼし認定企業	労働者数にかかわらず、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出をした事業主のうち、女性活躍推進に関する状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができ、基準項目を満たしたステージに応じて3段階ある認定マーク「えるぼし」を商品や広告、名刺、求人票に表示して使うことができる。	厚生労働省
2	くるみん・プラチナくるみん認定企業	労働者数にかかわらず、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画目標を達成し、一定基準を満たした企業は「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができる。 くるみん認定を既に受け、両立支援制度の導入や利用が相当程度進み、高水準の取組みを行っている企業は「プラチナくるみん認定」を受けられる。 これらの認定マークは広告等に表示し、高い水準の取組みを行っている企業であることをアピールできる。	
3	トモニン認定企業	仕事と介護を両立できる職場環境の整備により介護離職防止に取り組む企業を示すシンボルマーク「トモニン」を厚生労働省が作成し、仕事と介護を両立しやすい職場環境の取組みへの関心及び認知度を高めるもの トモニン認定マークは商品や広告、名刺、求人票に表示して使うことができる。 登録にはインターネット上の所定サイトに自社の取組み状況を登録する必要がある。	
4	新ダイバーシティ経営企業100選	経済のグローバル化や少子高齢化が進む中で、日本の企業競争力の強化を図るため、女性、外国人、高齢者、チャレンジド（障がい者）を含め、多様な能力を最大限発揮して価値創造に参画していくダイバーシティ経営に取り組む企業（中小企業も含む。）を経済産業省が選定して公表するもの（公募制）	経済産業省
5	なでしこ銘柄	経済産業省と東京証券取引所が共同で、「中長期の企業価値向上」を重視する投資家に対し、女性活躍推進に優れた上場企業を魅力ある「なでしこ銘柄」として紹介することを通じ、企業への投資を促進して各社の取組みの加速化を狙うもの	経済産業省 東京証券取引所
6	女性活躍パワーアップ大賞	女性の力を活かし、組織の生産性向上につなげる動きを加速させるために、「女性活躍パワーアップ大賞」を実施し、女性の活躍推進・生産性向上を目指し、独自性ある創意工夫された取組みを行っている組織を広く表彰するもの	(公財) 日本生産性本部
7	女性が輝く先進企業表彰	女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組み及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を表彰するもので、「女性が輝く社会」の実現に寄与することを目的としている。 表彰の種類及び表彰の対象は、「極めて顕著な功績があったと認められる企業」に内閣総理大臣表彰、「特に顕著な功績があったと認められる企業」に内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰を送る。	内閣府
8	職場いきいきアドバンスカンパニー	長野県内に本社又は事業所があり、県内において事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主を対象とし、仕事と家庭の両立ができる職場環境の改善や、雇用の安定を進め、短時間正社員制度など多様な働き方等の制度を導入し、実践的な取組みを行っている企業・法人・団体・個人事業主を認証する制度 認証企業は、長野県のホームページによる発信等で県民に広く周知するもの。認証期間は、2年間	長野県

第3分野 男女共同参画の視点からの人権尊重と人権侵害の防止

1 男女共同参画の視点からの人権尊重の啓発推進

人権尊重を基盤とした男女平等観の醸成は、本計画の全取組みに対する市民の理解と協力を得る共通基盤的施策であり、これを普及するために、各種講座、イベント、広報等を活用した啓発活動を実施します。なお、本計画では、人権分野における「男女」の概念は多様な性を含むものと捉え、性の多様性についての理解促進にも留意します。

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
1	女性センターや関係団体が実施する各種講座・イベント等の開催	女性センターにおける男女共同参画に関する講座、人権・男女共生課の出前講座、「男女共同参画を進める市民のつどい」の開催による専門家の講演、性の多様性に関する理解の啓発などを実施するもの	人権・男女共生課	女性活躍推進計画事業
2	(新規) 表現ガイドラインの作成	市の刊行物における男女共同参画の視点を取り入れた表現ガイドラインの作成と公開		
3	各地区及び中央公民館における人権関連講座	知識としての人権にとどまらず、日常生活の中での人権感覚を持って行動できるように、地区人権啓発推進協議会との連携・協同により人権講座を行うもの	生涯学習課	
4	(新規) 中央図書館における特設コーナーの設置	男女共同参画週間（6月23日から6月29日まで）の機会を捉えて、中央図書館において男女共同参画に関連する書籍の特設コーナーを設置し、啓発を行うもの	中央図書館	

2 犯罪被害防止策の推進

DV被害の対策のため、DVを容認しない啓発、庁内外の関係機関との連携した相談しやすい体制の強化によりDV被害者支援を行います。また、SNSや出会い系サイトに起因する人権侵害を未然に防ぐための教育・啓発を学校教育の現場で行います。更に、市のメール配信システムにおいて、長野県警察が配信した女性安全情報・こども見守り情報を転送して、迅速な情報の提供・共有化を行い、暴力・犯罪という男女共同参画の重大な阻害要因の除去に努めます。

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
1	配偶者暴力に対する支援の推進	こども福祉課家庭児童相談室において2名の女性相談員を配置し、配偶者暴力事案に対応するとともに、女性センター、市民相談室、保健センターなど他部局において相談があった場合でも適切に連携してワンストップ化を図り相談しやすい体制を強化するもの	こども福祉課	
2	(新規) 高校生向けデートDV講座	女性センター事業として、専門の講師が高校に出向く高校生向けの出前講座を行い、デートDVの防止を啓発するもの	人権・男女共生課	
3	メディアリテラシー講座事業	高度情報化社会の中で子ども達が情報を正しく読み取り、利用する力を育てるため、市内小中学校の児童生徒及び保護者を対象とした講座を開催するもの	こども育成課	
4	(新規) 道徳・性教育におけるインターネット上の情報に対する教育	小・中学校における道徳及び性教育の授業においてインターネットや携帯端末の使用に関する注意点や危険性を認識させ、犯罪被害や人権侵害を防ぐもの	学校指導課	
5	(新規) 防災・防犯情報のメール配信	安心・安全に暮らすための情報提供・共有の仕組みとして運営するメール配信システムにおいて、長野県警察が配信した女性安全情報・こども見守り情報を転送して、迅速な情報の提供・共有化を行うもの	危機管理課	

3 貧困・高齢・障害・外国人であることにより困難を抱えた人への支援推進

非正規雇用労働者の割合が多い女性は、ひとり親家庭になった場合に生活困難に陥りやすく、更に病気や障害、外国人であること、加齢による心身の能力低下があることなどが重複した場合の生活上の困難が現れた場合に、個々のケースに応じて、関係機関や庁内の部局横断的な連携により自立を支援していきます。

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
1	(新規) 生活困窮者 自立支援事 業	生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関「まいさぽ松本」の支援員が、関係機関と連携しながら包括的かつ継続的な伴走型の支援を実施するもの	市民相談課	
2	母子及び父 子並びに寡 婦福祉資金 貸付事業	母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立の助長と生活意欲の助長を図り、その家庭の福祉の増進のために事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、就業資金、就職支度資金、生活資金、転宅資金、修学支度資金、療養資金及び結婚資金の貸付をするもの	こども福祉課	
3	母子及び父 子並びに寡 婦福祉資金 利子補給	母子及び父子並びに寡婦福祉資金利用者が負担する利子を補助することによって母子・父子家庭の生活の安定を図るもの		
4	母子家庭等 家庭協力員 派遣事業	世帯員の一時的な傷病のため、日常生活を営むのに支障がある母子家庭等に対して、家庭協力員を派遣し必要な用務を行うもの		
5	母(父)と子 の集いバス ハイク事業	母子・父子家庭の母・父と子を激励するとともに、相互の理解を深め福祉の増進を図るもの		
6	母子ホーム 運営事業	DV及び子どもの養育、住宅困窮等により、不安を抱えた母子世帯が安心して自立に向け生活できる場を提供し、母子の安全安心を確保するもの		
7	ひとり親家 庭相談事業	母子・父子家庭等の身上相談に応じ、自立に必要な指導を行い、福祉の増進を図るもの		
8	女性相談事 業	女性の身上相談に応じ、自立に必要な指導を行う。また、売春防止法の規定による要保護女子について相談指導を行うもの		
9	自立支援教 育訓練給付 金支給事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が、職業能力の開発のための講座を受講する場合に、その費用の一部を補助するもの		

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
10	高等職業訓練促進事業	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格を取得するため養成機関に修学する場合、その期間の生活の負担軽減を図り、資格の取得を促進するもの	こども福祉課	
11	家庭児童相談室運営事業	家庭における児童の身体的・精神的・環境的生活上の種々の問題に対する専門的相談(虐待相談含む)を行うもの		
12	ひとり親家庭支援医療	母子家庭の母子、父子家庭の父子、父母のいない児童の健康保持と福祉の増進を図るため医療費の自己負担分を助成するもの		
13	(新規) 子どもの未来応援事業	子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行い地域の中に健康と安全を守るための子どもの居場所づくりを促進するもの		
14	子育て支援事業利用料金助成金	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、ファミリー・サポート・センター事業利用料及び子育てサポーター訪問事業利用料の半額を助成するもの(月額上限1万円)	こども育成課	
15	多文化共生事業	多言語生活ガイドブックの活用、多言語通訳者の派遣等により、外国人住民が自立して社会参画できるよう支援するもの	人権・男女共生課	
16	多文化共生プラザ運営事業	外国人住民の相談対応、生活支援、自立・社会参画促進、交流活動などに取り組む「多文化共生プラザ」を運営し、多文化共生社会を推進するもの		
17	生活管理指導短期宿泊事業	心身の能力低下による基本的な生活習慣の欠如や虐待等の理由から生活管理・保護が必要な独居高齢者等を養護老人ホームで短期宿泊させ、基本的な生活習慣の体得又は人身の保護をするもの	高齢福祉課	
18	成年後見支援センター体制整備事業	認知症、精神障害などのために判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域で暮らせるよう、松本市社会福祉協議会の成年後見支援センターが成年後見業務を実施するための体制整備を行うもの	高齢福祉課 障害福祉課	

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
19	成年後見制度利用支援事業	認知症、精神障害などのために判断能力が不十分で成年後見制度の利用が必要な人に、成年後見開始の審判請求をする申立人がいない場合に市長申立による審判請求を行うもの。また、生活保護受給者等に対し、後見人に支払う報酬助成を行うもの	高齡福祉課 障害福祉課	
20	(新規) 高齡者・障害者虐待防止ネットワーク	高齡者虐待及び障害者虐待の防止、虐待を受けた高齡者及び障害者の迅速かつ適切な保護並びに養護者に対する適切な支援等を図るため、保健・医療関係団体、高齡者福祉関係団体、障害者福祉関係団体、司法・人権団体等の各代表から成る虐待防止ネットワーク協議会を運営するもの	高齡福祉課 障害福祉課	
21	(新規) 障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業	一般就労が可能と見込まれる障害者が、通所による生産活動等を通じて、就労に必要な知識・能力の向上を図るもの。また、主に就労することが困難な在宅障害者等が、通所の方法により、障害の特性に応じた作業訓練・生活指導等を行い、社会的更生を図るもの	障害福祉課	

第4分野 生涯を通じた男女の健康支援

1 妊娠・出産に関する母子健康支援の推進

母性の社会的重要性に鑑み、安心して妊娠・出産できる環境づくりのため、相談、健診費用の一部助成、産科医療体制の維持・継続などに取り組みます。また、乳幼児には、健診、相談、生後4カ月までの全家庭への主任児童委員等による訪問を実施し、更に母子保健コーディネーターを配置し、子育てコンシェルジュと連携することにより母子への切れ目のない支援を行っていきます。

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
1	助産事業	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けられない女性が助産施設に入所し、助産を受けるもの	こども福祉課	
2	こんにちは赤ちゃん事業	生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を、各地区の民生・児童委員や主任児童員がプレゼントを持って訪問し、乳児家庭と地域をつなぎ乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全育成を支援するもの		
3	母子保健事業	母子健康手帳発行、妊婦一般健康診査、妊婦歯科検診、乳児一般健康診査、乳幼児健診、両親学級（再掲）、育児相談、育児学級等を行うことにより、母子の疾病等の早期発見、健康増進、育児支援を行う。また、産後ケア事業、育児ママヘルプサービスにより育児支援を行うもの	健康づくり課	
4	少子化対策事業	不妊治療助成事業・不育症治療費助成事業により、不妊症・不育症治療を受けている夫婦に対して医療費等の一部助成をし、経済的負担を軽減するもの		
5	松本地域出産・子育て安心ネットワーク事業	産科医療体制の崩壊をくい止める緊急避難措置として、松本医療圏構成市村、医療機関及び医療団体から成る協議会を設立し、病院産科医師の負担軽減と離職防止のため、病院・診療所の連携体制（ネットワーク）の構築、共通診療ノートの作成及び配布、連携強化病院従事医師への研究費支給、小児科医療機関における機能分担の推進、住民への広報活動を行うもの	医務課	

2 女性特有のがんへの対策の実施

乳がんは、女性のがん罹患率第1位の疾患で、30歳代後半から増え始め、40歳代後半から50歳代前半までにピークを迎えます。子宮頸がんは、妊娠・出産をする割合の多い20歳代から40歳代までの罹患の増加が指摘されています。これらに対応するため、受診勧奨通知を送り、受診検診率の向上に取り組みながら乳がん・子宮がんの検診を実施します。

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
1	乳がん検診	30歳以上の女性に対し超音波撮影による検診、40歳以上の女性に対しマンモグラフィ撮影による検診を実施するもの。なお、41歳の女性に対し受診勧奨通知を発送する。	健康づくり課	
2	子宮がん検診	20歳以上の女性を対象に子宮頸部細胞診、30歳以上の女性で希望者にHPV検査を加えるもの。なお、21歳の女性に対し子宮がん検診への受診勧奨通知を発送する。		

3 性に対する正しい理解と性感染症予防の啓発

性と性感染症に対する正しい理解は、健康・人権・人格の尊重、男女平等の理解とも通底しており、正しい知識の普及を図る必要があるため、学校や地域においてエイズや性感染症予防の正しい知識を普及啓発する「出前講座」を実施するとともに、小学校・中学校の教育の現場において、児童生徒の発達段階を踏まえた性教育指導計画に基づく性教育を進めていきます。

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
1	エイズ・HIV等性感染症予防対策事業	エイズ・HIV等性感染症予防啓発推進協議会による出前講座を地域や学校で実施するもの	健康づくり課	
2	学校教育における性教育	学習指導要領及び長野県教育委員会の「性に関する指導の手引き」並びに松本市教育委員会の「性教育指導計画『すこやか』」に基づく性教育、教職員を対象とした「性教育講演会」の開催	学校指導課	

4 ライフステージに応じた生活習慣改善

ライフステージごとに男女で異なる健康上の問題へ対応するため、生活習慣に着目した一次予防的取組みによって、健康づくり・生きがづくり・発症予防に取り組みます。

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
1	こどもの生活習慣改善事業	小・中学校、保育園等の教育機関と連携し、こどもの血液検査や歩数計を使った運動量測定、生活実態アンケート調査を行い、こどもの時期から生活習慣病を予防するため、体力づくり及び食生活力の向上を目指し、保護者を含めた保健指導を実施するもの	健康づくり課	
2	生活習慣病予防教室 (糖尿病予防)	糖尿病予防に関心のある人を対象に、生活習慣病について正しく理解し、調理実習などを通して健康寿命延伸を図るもの		
3	働く世代の生活習慣病予防事業	生活習慣病予防のポピュレーションアプローチとして、働き盛り世代への基礎知識の普及を図り、自身の健康と生活習慣病に関心を持ってもらうため、申し込みのあった事業所や商工会議所健康診断へ保健師等が出向き、生活習慣病予防に関する講座を行うもの		
4	身体活動維持向上事業	高齢者の転倒骨折対策（ロコモティブシンドローム予防）を含め、早い時期からの介護予防の取組みの周知、健康意識の向上を図るため、町内公民館や福祉ひろば等で体力測定を行い、身近な地域で体力づくりを維持できる仕組み作りを進めるもの		
5	若いときからの認知症予防対策事業	若いときから生活習慣を見直すことが、将来の認知症予防に効果があることを市民に周知し、自ら進んで生活習慣の改善に取り組むためのきっかけづくりを行うもの		
6	ふれあい健康教室・出張ふれあい健康教室	健康又は虚弱な高齢者等の身体的・精神的な病気の予防あるいは残存機能の保持・増進を図るために、住民と関係職員、民生委員、健康づくり推進員等との信頼関係を構築しながら福祉ひろばで行う健康教室。出張ふれあい健康教室は、希望により町内公民館等へスタッフが出張して開催するもの	福祉計画課	

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
7	市民歩こう運動推進事業	市民一人ひとりが歩くことによって健康増進に取り組むきっかけをつくとともに、「歩き」の普及、定着を図るもの	福祉計画課	
8	一般介護予防事業	社会参加・社会的役割を持つことが、高齢者の介護予防につながると考えられるため、すべての第一号保険者（65歳以上の人）を対象に、福祉ひろば活動、公民館活動、ボランティア活動、地域活動を行うもの	高齢福祉課	
9	健康経営企業の拡大に関するセミナー	社員の健康づくりを経営課題として捉え、健康増進に努めることによって、医療費適正化を図るだけでなく、労働生産性を向上させ、企業価値の向上にもつなげようとする経営手法を拡大するためのセミナーを開催するもの	労政課	

5 薬物・喫煙への対応の推進

薬物乱用は、長期間の強い依存性、周囲の人を傷つける可能性が懸念されます。喫煙は、肺、咽喉、喉頭を始めとする、がん発症の危険因子で、生殖機能や胎児へも影響を及ぼすほか、受動喫煙による周囲への悪影響もあります。これらの健康への阻害要因の除去のため、健康被害に関する正確な情報提供を行います。特に未成年へは学校で保健指導するとともに、松本薬剤師会とも連携して、学校での出前講座を実施し啓発活動を行います。

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
1	喫煙及び受動喫煙防止対策	受動喫煙防止モデル地区の設定、たばこと健康についての出前講座による啓発活動を行うもの	健康づくり課	
2	薬物乱用防止啓発事業	小・中学校へ専門講師を派遣し、たばこによる健康被害や薬物の恐ろしさなどについての講座を開催するもの。また、市民総ぐるみの防止活動として、啓発チラシ等を配布する街頭啓発活動を実施するもの	こども育成課	
3	学校における保健指導	小・中学校の保健指導において喫煙・薬物乱用の危険性について児童生徒に指導を行うもの	学校指導課	

6 自殺予防対策の推進

自殺の要因は様々で、失業・債務などの社会的要因と、健康・家族の問題によるものとは支援方法が異なることから、個々の相談ケースに応じて関係機関及び庁内の部局横断的な連携により自殺防止を図ります。特に、自殺者数を性別にみると男性は女性の2倍の数になるため、男性が相談しやすい事業を実施するとともに、思春期、働き盛り世代への啓発、地域・企業での支援者養成などを行っていきます。

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
1	自殺対策事業	松本市自殺予防対策推進計画に基づき、松本市自殺予防対策推進協議会を中心に自殺予防対策の推進を図るもの。自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」による相談、気づき、見守るための地域支援者の育成のための研修会の実施等を行う。	健康づくり課	
2	各種相談事業	女性弁護士相談、心と生き方の相談室（電話・面接）によって、様々な悩みの相談を受けるもの。男性専門の電話相談を設け、男性が相談しやすい体制を作っている。	人権・男女共生課	

第5分野 将来の男女共同参画社会の基盤づくり

次の世代を固定的性別役割分担意識から解放し、男女共同参画を後退させることなく更に推進していくために、小学校・中学校の道徳・性教育の授業における男女共同参画の学習、職業に対する性差に捉われない学習、家庭・学校・地域における固定的な性別役割にとらわれない多様な学習・経験、理工系分野の研究・技術職を目指す女子児童の進路選択支援等を行います。

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
1	道徳・性教育における性差の尊重と男女共同参画の学習	道徳・性教育の授業において異性の特性や違いを正しく理解し、男女共同参画社会の重要性を身に着けるもの	学校指導課	女性活躍推進計画事業
2	(新規) 中学校における職場体験学習と進路指導	職場体験を通して、性差に捉われずに将来の自分をイメージして進路選択できるよう進路指導するもの		
3	(新規) 中学生向け冊子「松本の『ものづくり』」の作成・配布	中学生の職場体験学習を取材した冊子の作成・配布を通して、具体的な仕事のイメージを中学生と保護者が描きやすくするとともに、職場で活躍する女性の紹介や、メッセージを掲載することによりロールモデルを紹介するもの	労政課	
4	(新規) 松本市教育文化センターにおける各種講座	天体望遠鏡やプラネタリウムを使っての天体観測講座や、身近な材料を使っての親子科学工作教室等宇宙や科学に興味を深めてもらうための事業を行うもの。男女共同参画の立場からは、自然科学・理工系分野への関心を高めることにより、女性の進出が少ない当該分野への女子児童の関心を高めることに資するもの	教育政策課	
5	(新規) 松本版・信州型コミュニティスクール	学校と地域が連携・協働する持続的な取組みを積極的に促し、学習支援・クラブ活動支援・キャリア教育等の学校支援、学校運営参画、学校関係者評価を行うもの。性別に捉われず、児童生徒と地域住民が共に活動する経験を通して、多彩な経験と知識を得ることに資するもの	学校指導課	

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
6	(新規) 地区公民館事業の学校・育成会・子どもを対象とした事業	地区公民館が地域と学校のコーディネーターとなり、地域資源を活用して地域で子どもを守り育てる仕組みを構築。また、地域住民の知恵・知識・技術を生かして子どもに伝えることで性別にかかわらず多様な経験が可能となるもの	生涯学習課	女性活躍推進計画事業
7	(新規) 「子ども向け環境基本計画ハンドブック」の配布	子どもの頃から環境問題に対して自分たちのできることを積極的に取り組めるよう、子ども用のハンドブックを配布するもの。男女共同参画の立場からは、性別を問わず環境問題を通じて自然科学・理工系分野への関心を高めることにより、女性の進出が少ない当該分野への女子児童の関心を高めることに資するもの	環境政策課	
8	(新規) いきものみつけファーム in 松本	一年を通じて田畑に生息する生物観察と、田畑に苗を植えて収穫するまでを体験するもの。男女共同参画の立場からは、性別を問わずフィールドワークを通じて自然科学への関心を高めることにより、女性の進出が少ない当該分野への女子児童の関心を高めることに資するもの		
9	(新規) エコスクール事業	市民の環境保全意識を高め、特に次世代を担う子どもたちの環境意識を向上させるため、自然観察会の開催など自然と触れ合える機会を市民に提供するもの。男女共同参画の立場からは、性別を問わずフィールドワークを通じて自然科学への関心を高めることにより、女性の進出が少ない当該分野への女子児童の関心を高めることに資するもの		
10	(新規) 環境教育支援事業	専門性を有する企業・団体・個人が講師として実施できる環境教育プログラムを紹介し、環境教育の推進を図る。男女共同参画の立場からは、性別を問わずフィールドワークを通じて自然科学への関心を高め、女性の進出が少ない科学・理工系分野への女子児童の関心を高めることに資するもの		

No.	事務事業名	事業概要	主務課	摘要
11	(新規) 理工系分野に興味を持つ女子中高生を対象とした出前講座	女性センター事業の一環として、科学・技術分野の企業から女性研究者・技術者を講師として招き、理工系分野に興味を持つ女子中高生を対象とした出前講座を開催してロールモデルによる将来の自分の職業をイメージする機会を提供するもの	人権・男女共生課	女性活躍推進計画事業
12	女性指導者研修事業	(一社)国際女性教育振興会などが実施する国内外の男女共同参画に関する先進地への視察研修や(独)国立女性教育会館での研修等の参加者に対し、補助対象経費の2分の1(国内研修)又は3分の1(海外研修)を補助するもの。研修修了者は、各種審議会等の委員候補として女性人材リストに登録する。		

第6分野 推進体制の整備・強化

第1分野から第5分野までの事務事業・取組みが着実に実施されるよう、これらに対する推進体制を整備・強化します。

成果指標に対する進捗状況の検証と新たに生じた課題への対応、男女共同参画に関する最新情報や研究結果の情報収集、市の広報媒体などを利用した情報発信、男女共同参画に関係する団体への協力・連携を行うため、以下の取組みを実施します。

1 計画推進の管理

計画推進の管理のため、全事業の実施状況に対する年度ごとの確認と、庁内調整会議の定期開催を実施し、本計画の事務事業・取組みの進捗状況について総合的な連絡調整を行います。

2 市民からの意見の反映

市民からの意見を反映するため、附属機関「松本市男女共同参画推進委員会」において、学識経験者や関係団体の代表者等による進捗状況の検証を受けるとともに、市ホームページにおいて、その結果を公表します。

3 情報収集・研究

国際社会・国・県・関連団体等の最新情報、研究結果の情報収集や、松本市が毎年実施している「市民満足度調査」、5年に1回実施している「男女共同参画・人権に関する意識調査」を基に市民意識の動向を把握し、新たな課題に対する対応策の研究をします。

4 市民への情報発信

市の広報媒体である「広報まつもと」、市ホームページなどを利用し、男女共同参画に関する情報を発信します。

5 関係団体への支援

内閣府、長野県、女性団体、企業の女性活躍推進に係る取組みへの協力・連携を図ります。

基本理念に対する責務

男女共同参画の推進は、あらゆる分野で行われるべきものであることから、松本市男女共同参画推進条例では、第4条から第7条までにおいて、市、市民、事業者及び教育関係者に対し、第3条に掲げた基本理念にのっとり、次のとおり責務を課しています。

※基本理念は23ページを参照してください。

1 市の責務

市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を策定し、実施するものとする。

市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者と協働するよう努めるものとする。

2 市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関して男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 教育関係者の責務

教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に向けた教育を行うよう努めるものとする。

第 3 部 成果指標

第4次松本市男女共同参画計画の成果指標

目指す姿	No	成果指標	現状	目標	摘要
「健康寿命延伸都市・松本」の創造	1	市民満足度調査の「松本市での暮らしに対する満足度」の「満足している」、「どちらかといえば満足している」の割合	88.4%	増加	市民満足度調査は政策課が毎年実施するもの 32.7%+55.7%=88.4%
	2	上記回答の男女間の乖離のポイント差	0.7ポイント	現状維持	1.0ポイント以内を現状維持とする。

基本目標 (施策分野)	No	成果指標	現状	目標	摘要
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1	審議会等の女性委員の割合の増加	33.2%	35.1%	過去5年間の上昇ポイント1.9の加算分を目標とする。
	2	「男女共同参画・人権に関する意識調査」の「過去1年間の社会参加経験」の以下の項目の割合の男女差の縮小			「男女共同参画・人権に関する意識調査」は人権・男女共生課が5年に1回実施する。
	(1)	「自治会や町内会、商店街等の地域活動」	15.3ポイント	12.5ポイント	前回調査時の数値12.9ポイント以下を目指す。
	(2)	「保育園等の保護者会、幼稚園・学校のPTA活動」	10.3ポイント	9.5ポイント	前回調査時の数値9.7ポイント以下を目指す。
第2分野 労働・雇用における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進	1	仕事と家庭の両立支援事業における育児介護休業取得促進規定等作成企業数	8社	150社	現状は平成28年度実績。目標は実施計画48号に掲げた事業最終年度の目標値
	2	両親学級への夫(パートナー)の参加率	23.8%	30.0%	現状はH27年度の数値、目標は第2期松本市健康づくり計画(改訂版)の目標値
	3	ファミリーサポートセンター会員数(依頼会員・依頼協力会員)	2,356人	2,600人	現状はH29.7.31現在。目標は、第10次基本計画の進捗管理指標値
	4	農林業従事者世帯の家族経営協定の締結数の累計	208組	241組	平成30年度以後の目標は6組/年度
	5	テレワーク等誘致事業所数	2件	30件	現状はH28年度までの実績値。目標は第10次基本計画の進捗管理指標値
	6	市民満足度調査の以下の項目の「そう思う」、「ややそう思う」の割合			
	(1)	「入園前の幼児の親」の「出産や育児を支えるための環境(体制)やサービスが充実している」	72.8%	増加	
	(2)	「園児の親」の「安心して子どもを預けることができる保育園・幼稚園・認定こども園がある」	84.1%	現状維持	調査開始以降、常に80%超であり、高水準の維持を目指す。
	(3)	「子どもの親」の「子どもを育てやすいまちである」	78.6%	85.0%	目標は第10次基本計画目標値
	(4)	「介護サービス利用者と同居者」の「高齢者が安心して生活していける地域である」	58.4%	増加	
(5)	【就業者】「働く人の健康に気を配っている事業所が多い地域である」	74.2%	増加		

施策分野	No	成果指標	現状	目標	摘要
第2分野 労働・雇用における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進	7	「男女共同参画・人権に関する意識調査」における男性の平日の家事従事時間「30分以内」の割合の縮小	52.7%	50.0%	家事従事時間が30分以下の男性の割合を過半数以下にすることを旨とする
	8	厚生労働省ホームページの「えるぼし」認定企業一覧に掲載された松本市を所在地とする企業数	0社	10社	年間2社×5年
	9	計画年度中には結果が出ない以下の指標の値			
	(1)	国勢調査における松本市の管理的職業従事者(雇用者)の女性の割合(5年に1回の国勢調査による。)	9.5% (H27の数値)	11.0%	H22からH27の上昇ポイント(1.5ポイント)の維持
	(2)	国勢調査における松本市の30～34歳女性の労働力率の値(5年に1回の国勢調査による。)	70.6% (H27の数値)	75.6%	H17から5年ごとの上昇ポイント(概ね5ポイント)の維持
第3分野 男女共同参画の視点からの人権尊重と人権侵害の防止	1	各地区での人権学習イベント等参加者数	14,956人	18,000人	現状はH28年度実績値。目標は第10次基本計画の進捗管理指標値
	2	まいさぼ松本の就労支援による就職者数	75人	100人以上	現状はH28年度実績。目標は第10次基本計画の目標値
	3	市民満足度調査の以下の項目の「そう思う」、「ややそう思う」の割合			
	(1)	「市民が互いの個性や立場を尊重し合える地域である」	43.0%	45.0%	下落傾向にあるため、過去5年間の平均値44.6%超を旨とする
	(2)	「消費生活や経済面で困ったときに相談できる所がある」	27.5%	増加	
	(3)	「高齢者が安心して生活していける地域である」の「高齢者(60歳以上)」	57.5%	増加	
	(4)	「障害者が安心して生活していける地域である」の「障害者と同居者」	46.1%	増加	
	4	「外国人住民の生活実態に関するアンケート調査」における以下の数値			現状は平成26年度実施結果、次回実施は平成31年度
	(1)	「病院に行った時に困ったことは何ですか」の問いに対する「医師による病気や治療の説明がわからなかった。」の割合の低下	35.7%	25.0%	第2次松本市多文化共生プランにおける目標値
	(2)	「出産や育児で困っている(困った)ことはありますか。」の質問に対する「困っていることはない。」の割合の上昇	65.1%	75.0%	同上
	5	「男女共同参画・人権に関する意識調査」の以下の項目の割合の縮小			
	(1)	DV被害経験(身体的・精神的・性的の各暴力被害)の「何度も受けた」、「1、2度受けた」の割合			
		ア 身体的	3.5%	2.5%	身体・生命に被害が及ぶ被害は現状の概ね7割までの減少を目指す。
		イ 精神的	30.9%	25.0%	現状の概ね8割までの減少を目指す。
	ウ 性的	6.8%	4.8%	身体・生命に被害が及ぶ被害は現状の概ね7割までの減少を目指す。	
(2)	同調査における「相談できなかった」、「相談しようとは思わなかった」の割合	64.2%	63.0%	前回調査時の63.7%以下を目指す。	

施策分野	No	成果指標	現状	目標	摘要
第4分野 生涯を通じた男女 の健康支援	1	喫煙率	12.2%	10.0%	現状はH26の数値。目標は第2期松本市健康づくり計画(改訂版)の目標値
	2	中2女子の肥満度が-20%未満のやせ(女)	6.4%	5.3%	同上
	3	40~69歳男性の肥満割合(BMI25%以上) ※国保特定検診受診者に対する肥満者の割合	29.0%	25.0%	同上
	4	低栄養傾向(BMI20%以下)女性高齢者の割合※国保特定検診・後期高齢者検診受診者に対する低栄養傾向者の割合	25.0%	減少	同上
	5	乳がん検診受診率	18.8%	25.7%	同上
	6	子宮がん検診受診率	18.2%	21.8%	同上
	7	市民満足度調査の以下の項目の「そう思う」、「ややそう思う」の割合の増加			
	(1)	「健康について考え、実践できる環境がある。」	62.2%	増加	
	(2)	「夜間、休日時ににおいて、必要な医療を受けることができる」	81.0%	83.0%	第10次基本計画目標値
	8	計画年度中に結果が出ない以下の指標の値			
	(1)	松本市の健康寿命(男)	79.47歳	延伸	第10次基本計画及び第2期健康づくり計画(改訂版)目標値
	(2)	松本市の健康寿命(女)	84.34歳	延伸	
	9	介護保険第2号要介護認定者数	155人	140人	第10次基本計画の進捗管理指標目標値
	10	自殺者数	39人	減少	第2期松本市健康づくり計画(改訂版)の目標値
第5分野 将来の男女共同参画 社会の基盤づくり	1	女性センター事業の理工系分野に興味を持つ女子中高生を対象とした出前講座実施延件数	-	中学校5校 高等学校5校	
	2	「松本市男女共同参画・人権アンケート(市内中高生対象)」の以下の状況			
	(1)	「『男は仕事、女は家庭』と役割を分けたほうがよい』に対する、男子の「そう思わない」回答割合	42.5%	50.0%	前回と今回の調査間の上昇ポイント7.3以上の上昇を目指す。
	(2)	「理想とする結婚後の女性の働き方」に対する「育児のため休暇をとり、仕事を続ける」と答えた男子の割合	24.5%	26.5%	前回と今回の調査間の上昇ポイント1.9以上の上昇を目指す。
	(3)	同問いに対する「子どもができるまで就労し、子どもができたなら家事や子育てに専念」と答えた男子の割合の縮小	23.7%	20.0%	前回と今回の調査間の上昇ポイント7.4の1/2である3.7ポイント分まで縮小させることを目指す。

第 4 部 參考資料

平成28年度「男女共同参画・人権に関する意識調査」の結果から見る松本市の男女の意識

※資料中の百分率の数値の合計は、小数点以下の端数処理の関係で合計が100パーセントと
ならない場合があることをご承知おきください。

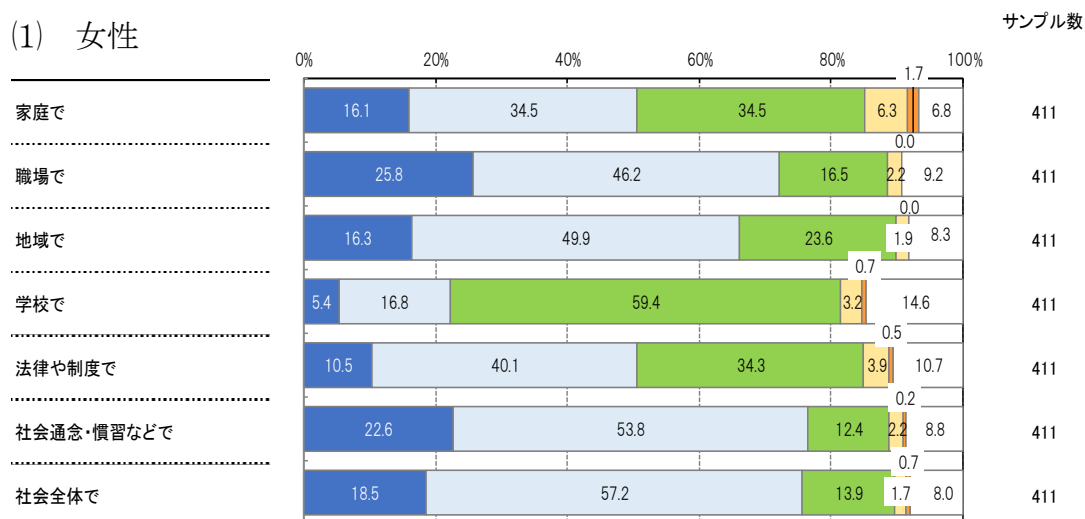
1 男女平等意識

【問】 あなたは、次にあげるような分野で男女は平等な立場になっている
と思いますか。

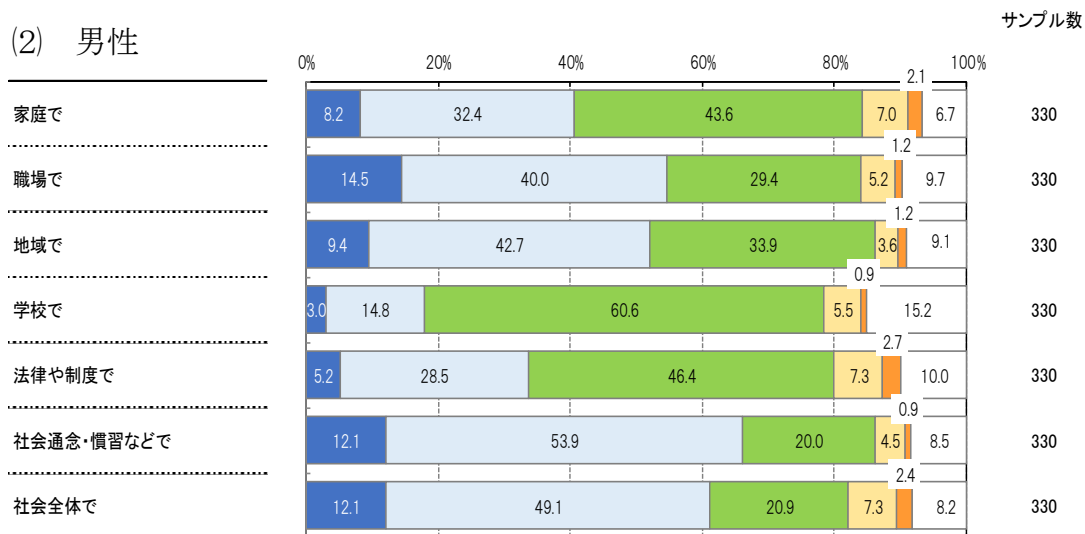
(○はそれぞれ一つ)

- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 男女の地位は平等になっている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が優遇されている
- 無回答

(1) 女性



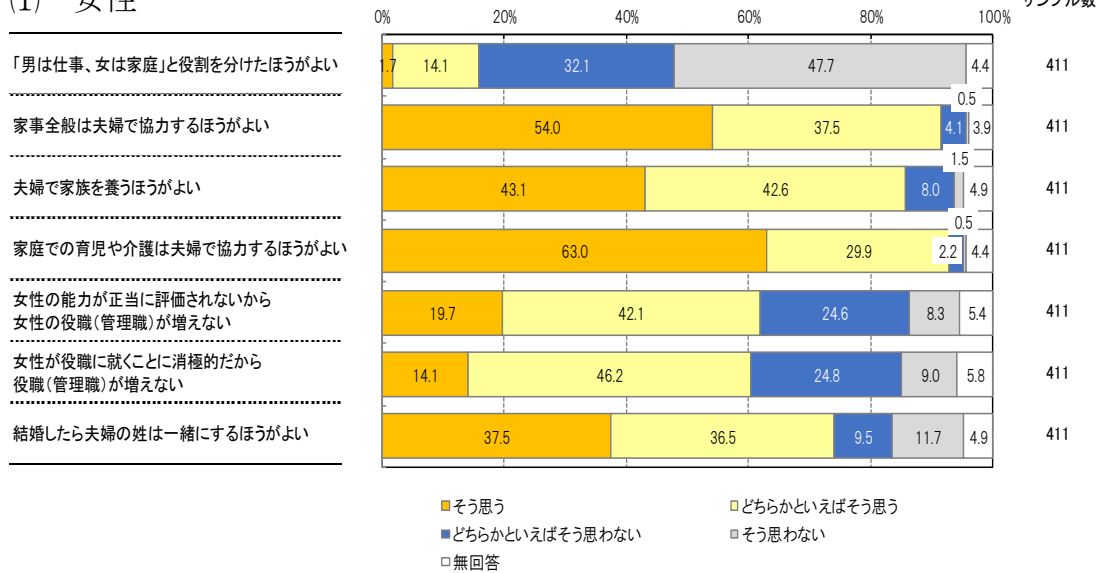
(2) 男性



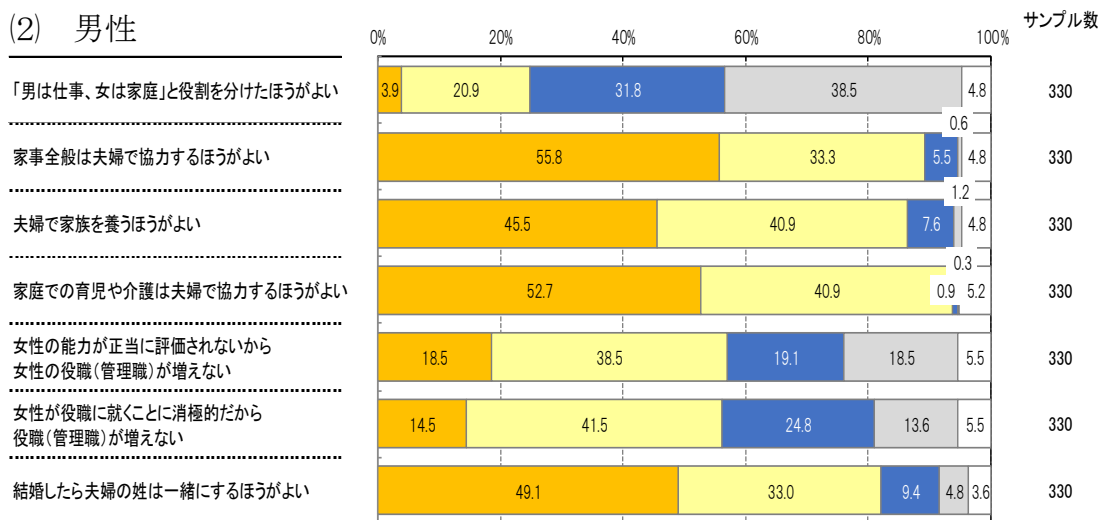
2 男女の家事・仕事分担意識

【問】 あなたは、以下の考え方についてどう思いますか。
(○はそれぞれ一つ)

(1) 女性



(2) 男性

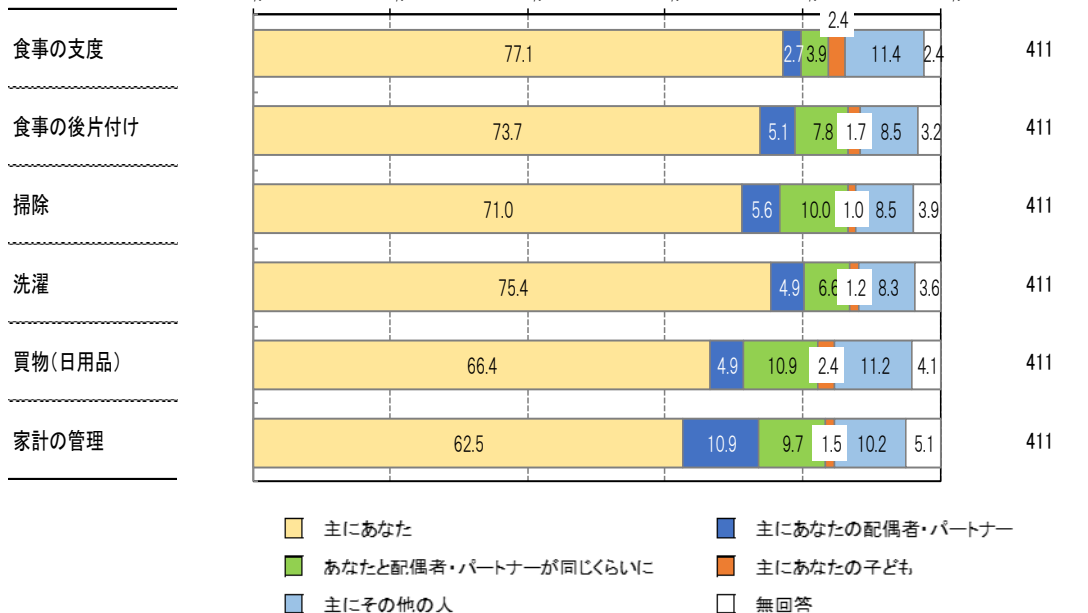


※回答凡例は女性と同じ

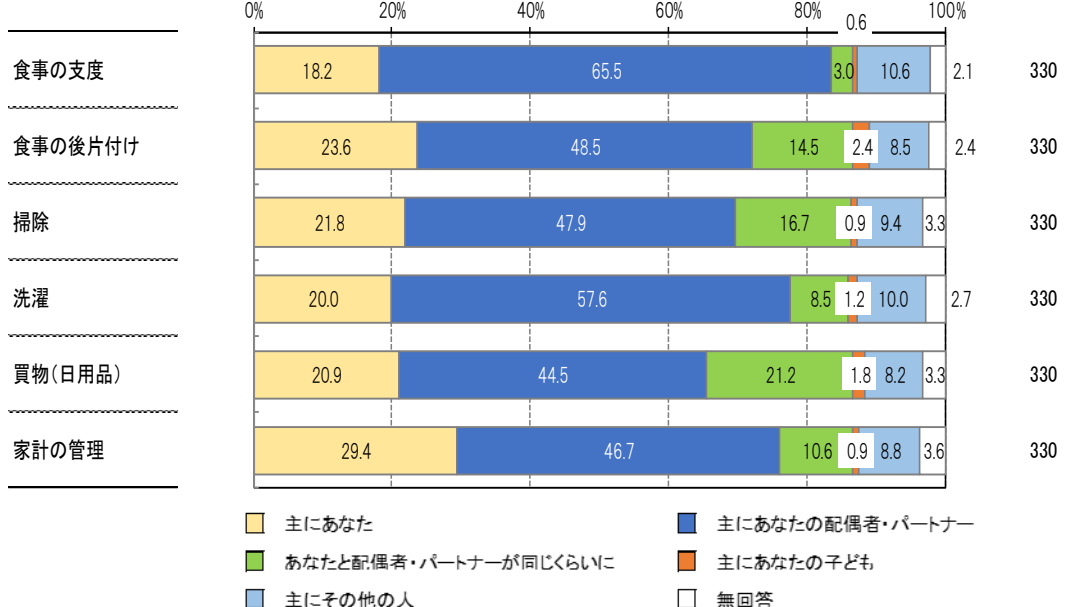
3 家庭生活について

【問】 あなたの家庭では、次にあげるようなことは、現在どなたが担当されていますか。

(1) 女性



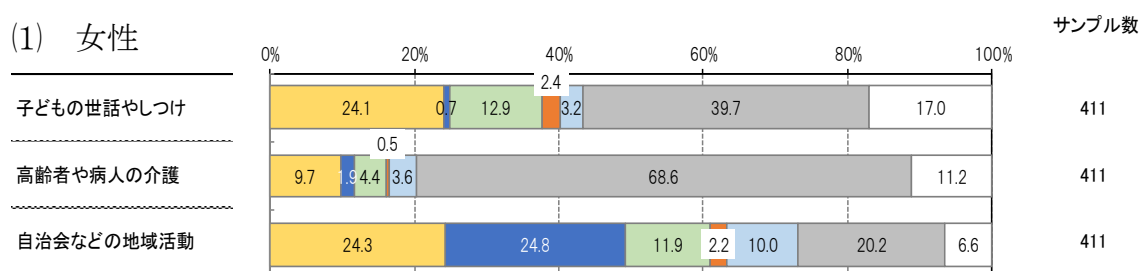
(2) 男性



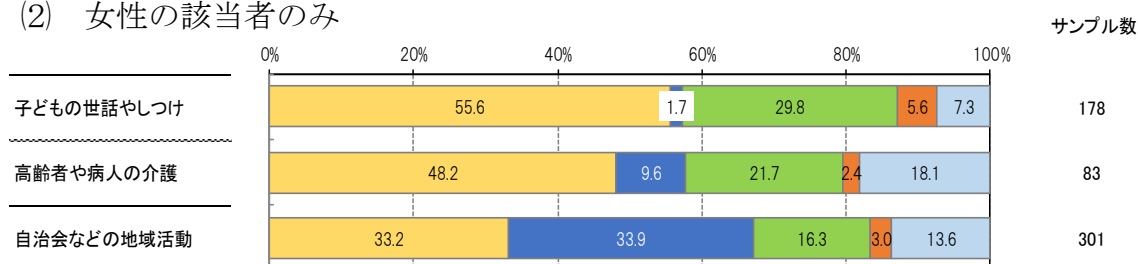
【問】 あなたの家庭では、次にあげるようなことは、現在どなたが担当されていますか。「該当しない」は、家族に高齢者や病気の人がないなど、記入できないときに○をつけてください。(○はそれぞれ一つ)



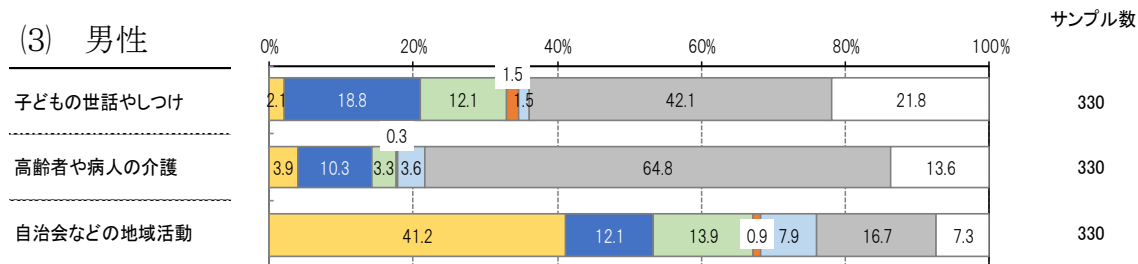
(1) 女性



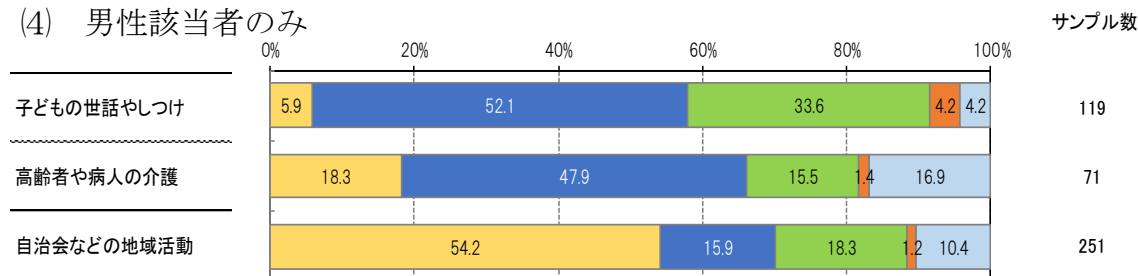
(2) 女性の該当者のみ



(3) 男性



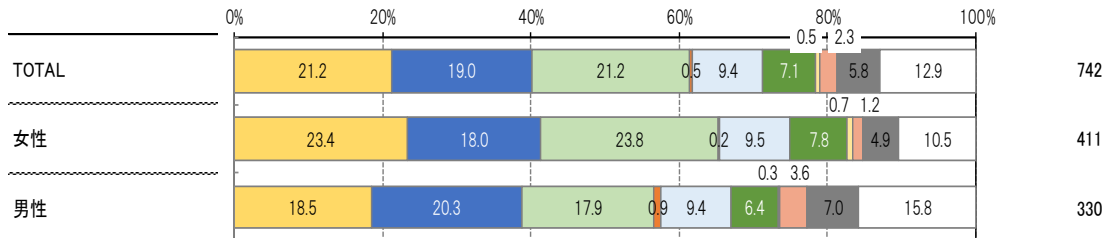
(4) 男性該当者のみ



4 女性の働き方

【問】 あなたが望ましいと思う女性の働き方について、下の選択肢の中から最もあてはまるものを一つ選び、回答欄に番号を記入してください。（未婚の方は結婚したと仮定してお答えください。）

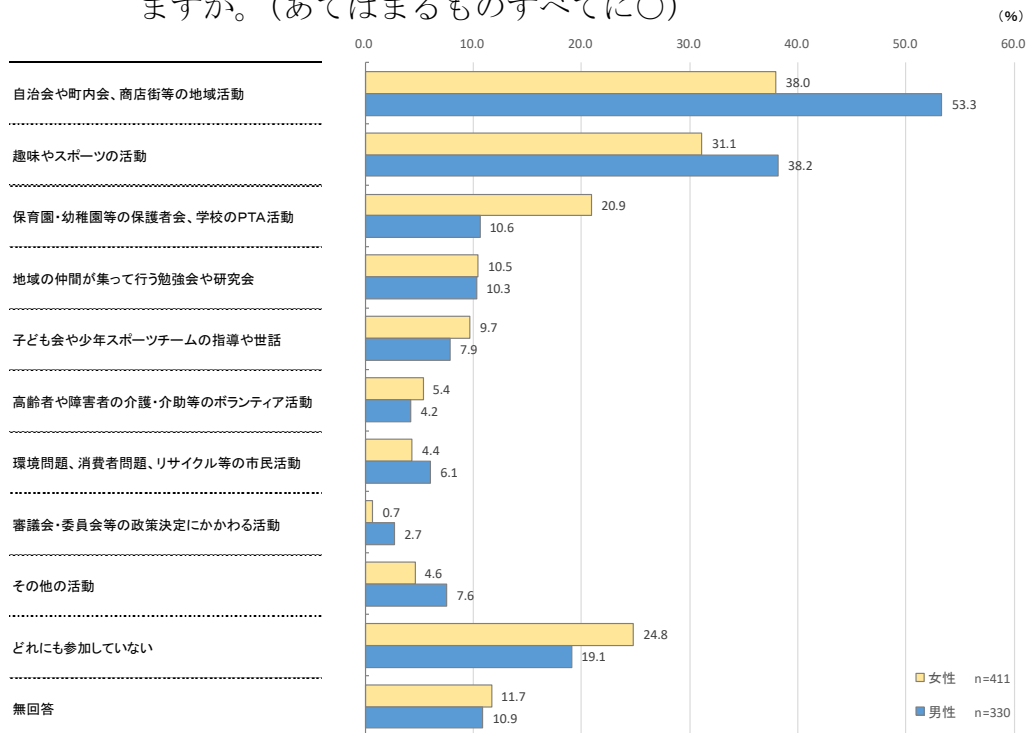
サンプル数



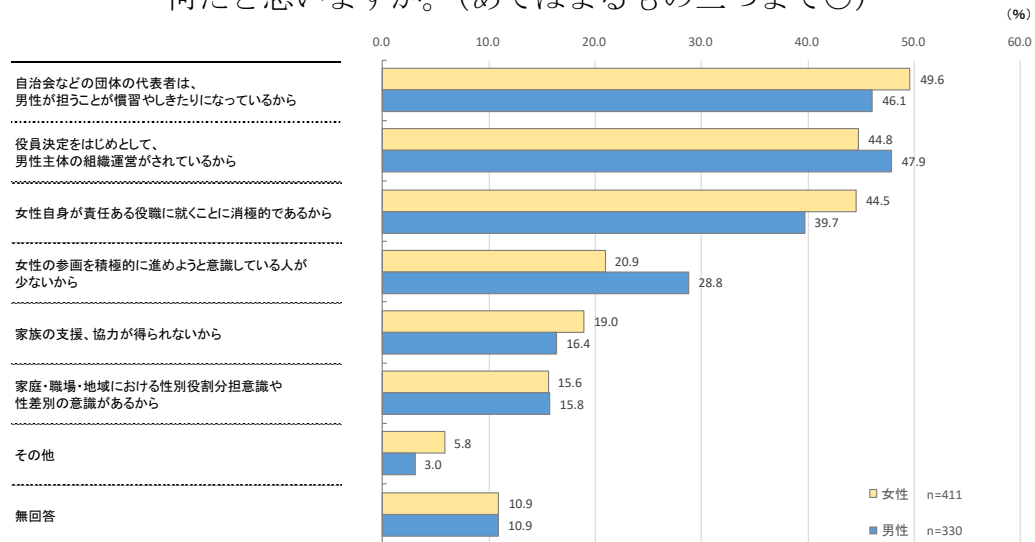
- 結婚や出産にかかわらず、就労
- 子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで就労
- 子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで就労
- 結婚するまでは仕事を持たず、結婚後または子育て終了後から就労
- 子どもができるまで就労し、子どもができたなら家事や子育てに専念
- 結婚するまで就労し、結婚後から家事や子育てに専念
- 仕事はもっていない
- その他
- わからない
- 無回答

5 社会参加

(1) 【問】 あなたは、過去1年間に次のような活動に参加したことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

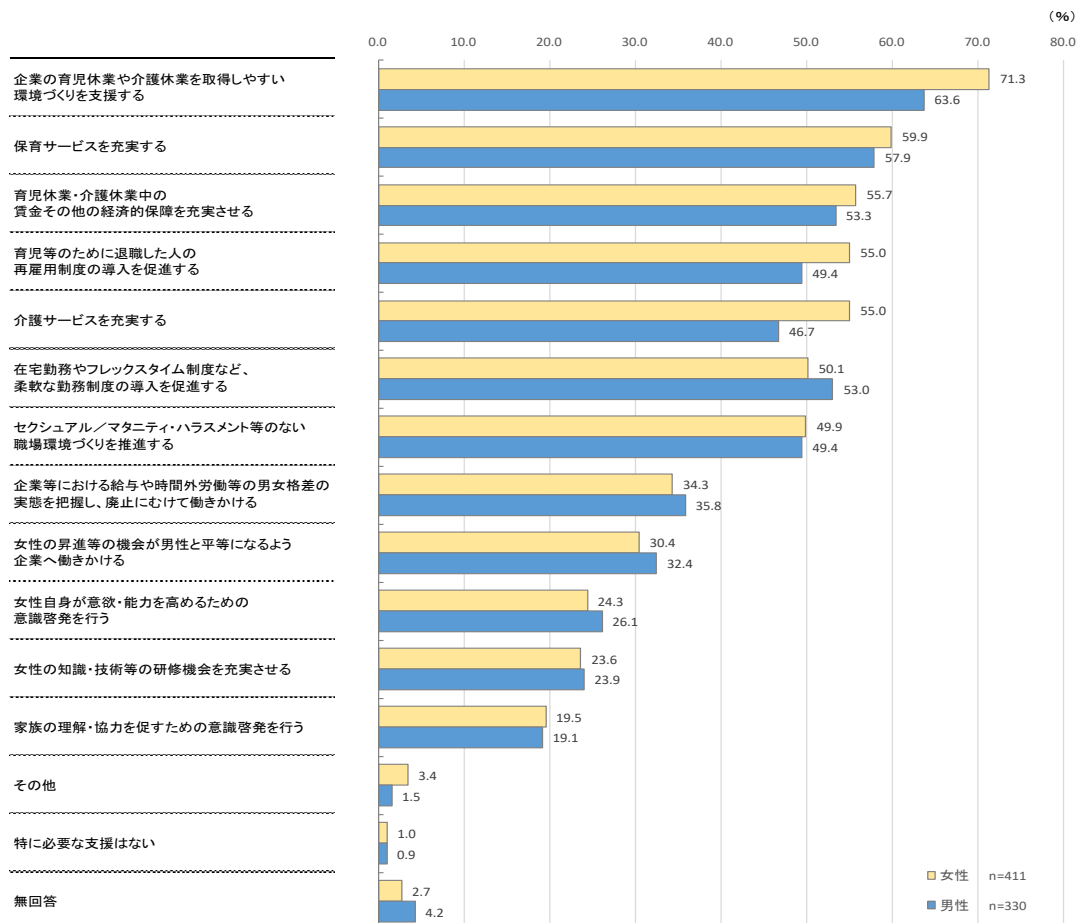


(2) 【問】 現在、自治会や町内会、PTA（会長）などの役職、議員や行政委員における女性の参画が低い傾向にありますが、その理由は何だと思いませんか。（あてはまるもの三つまで○）



6 行政・企業の取組み

【問】 一般的に、行政や企業がすべき、女性が働き続けるために必要な支援は何だと思いませんか。（あてはまるものすべてに○）



平成29年度 松本市男女共同参画推進委員会名簿

（「第4次松本市男女共同参画計画」策定時の委員）

No.	区分	所 属	氏 名	備 考
1	利用者団体	松本市女性団体連絡協議会 (有権者同盟松本)	瀧澤 和子	委員長
2		松本市女性センター登録団体 (松本のまちづくりを考える女の101人会議)	六浦 美保子	
3		トライあい・松本利用者の会	赤羽 みち子	
4	関係団体	長野県松本地域振興局総務管理課長	神事 正實	
5		松本市校長会(山辺小学校長)	澤柳 秀子	
6		松本人権擁護委員協議会(松本部会)	百瀬 ひろ子	
7		松本地区労働者福祉協議会	布野 傳	
8		松本市地区人権啓発推進連絡協議会 (松原地区)	下村 純	
9		松本市町会連合会副会長	塩原 秀敏	
10		松本市企業人権啓発推進連絡協議会会長 (株式会社巴屋)	武田 善彦	
11		長野県経営者協会中信支部 (キッセイ薬品工業株式会社人事部人事課)	降幡 英彦	
12		松本市町内公民館館長会副会長	伊藤 輝正	副委員長
13		松本市PTA連合会会長	吉澤 由紀子	
14	国際女性教育振興会長長野支部中信会	降旗 幸子		
15	学識経験者	信州大学経法学部教授	金 早雪	
16		松本大学人間健康学部健康栄養学科専任講師	成瀬 祐子	
17		松本短期大学介護福祉学科教授	合津 千香	
18	指名	女性人材リスト	春原 啓子	
19	公募	公募委員	水谷 直子	
20		公募委員	田中 資子	

○松本市男女共同参画推進条例

平成15年6月26日

条例第35号

前文

わたくしたちのまち松本は、恵まれた素晴らしい自然環境のなかで、先人のたゆまぬ努力により歴史を刻み、芸術文化を育みながら、市民一人ひとりが互いを思いやり、誰もが性別により差別されることなく、健康で安心して暮らせる社会をめざし、まちづくりに取り組んできた。

しかしながら、依然として人々の心の中にある性別役割分担意識や地域・職場等の中にある性別による制度・慣行が根強く残るなど、実質的な男女の平等はいまだ十分に保障されているとはいえない。

本市では、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、女性センターを拠点として地区福祉ひろば及び子育て支援総合センター等と有機的な連携を図り、男女共同参画の推進のための施策を実施しながら、男女共同参画に関する行動計画を策定し、男女共同参画社会の形成に取り組んでいる。

わたくしたちは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる社会づくりを強く自覚し、すべての人々の参加と連携のもと、男女共同参画を推進するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に係る基本理念及び市等の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として個性と能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受け、かつ、共に責任を担う社会をいう。

(2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、当該機会をより積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等男女の基本的人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担に基づく社会のさまざまな制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、市その他あらゆる場における政策又は方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について対等な役割を担い、就業その他の社会的活動を行うことが

できるよう配慮されること。

(5) 妊娠、出産等について、男女が互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向に配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者と協働するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関して男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に向けた教育を行うよう努めるものとする。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第8条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会

のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。以下同じ。）を行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対し、身体的、精神的又は経済的な苦痛を与えるような暴力的行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

4 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力等を助長し、又は連想させるような表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。（基本計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、松本市男女共同参画推進委員会（第15条第1項を除き、以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年度男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、公表しなければならない。

(基本的施策)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成を促進するため、次に掲げる基本的な施策を行うものとする。

(1) 基本理念に関する啓発活動を行うとともに、教育・学習の充実に努めること。

(2) 附属機関等の委員等を任命等する場合

には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めること。

(3) 自治会等あらゆる場において、男女が共に活躍できる環境の整備を図るとともに、男女が平等に参画する機会を確保するため、家庭生活における活動とその他の活動が両立できるように必要な支援を行うこと。

(4) 女性に対するあらゆる暴力をなくすための取組みと、被害者救済のための必要な措置を講ずること。

(5) 生涯にわたり男女が心身ともに健康な生活ができるよう、性に関する教育、相談その他必要な支援を行うこと。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実現するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(苦情等の申出)

第13条 市民、事業者及び教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情又は意見があるときは市長にその旨を申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くものとする。

(被害者の相談)

第14条 市は、性別を理由とする差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスによって人権が侵害された者から相談があったときは、関係機関との連携を図り、適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進委員会)

第15条 男女共同参画の推進に関する必要な事

項について審議等をするため、松本市男女共同参画推進委員会を設置する。

2 委員会は、この条例により付与された権限に属する事項を行うとともに、次に掲げる事項について審議及び協議するほか、必要に応じて市長に対して提言を行うことができる。

(1) 男女共同参画社会の形成に係る諸問題の把握と本市における必要な施策の策定に関すること。

(2) 松本市女性センターの運営に関すること。

(3) トライあい・松本の運営に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

第16条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が任命する。

2 委員の構成は、男女のいずれか一方の数が委員総数の10分の4未満にならないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選とする。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第17条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

第18条 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松本市男女共同参画推進委員会条例の廃止)

2 松本市男女共同参画推進委員会条例（平成13年条例第63号）は、廃止する。

(松本市男女共同参画推進委員会条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の松本市男女共同参画推進委員会条例（以下この項において「委員会条例」という。）の規定に基づき任命されている委員及び互選されている委員長並びに副委員長は、この条例の規定に基づき任命され、又は互選されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、委員会条例の規定に基づき任命された日から起算する。

第4次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画

平成30年3月発行

発行 松本市

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

TEL0263-34-3000（代表）

編集 松本市総務部人権・男女共生課

〒390-0811 松本市中央1丁目18番1号

Mウイング3階

TEL0263-39-1105 FAX0263-37-1153

